

令和元年度決算審査特別委員会（第4回）

令和2年9月14日（月曜日）午前9時58分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. その他

○出席委員（16名）

委員長	長谷川 生 人	副委員長	田 村 敏 郎
委員	横 田 有 一	委員	平 松 俊 一
委員	池 田 誠 悦	委員	稲 垣 明 美
委員	畑 中 静 一	委員	上 野 武 彦
委員	坂 本 繁	委員	澤 出 明 宏
委員	中 島 勝 也	委員	川 村 主 税
委員	中 川 友 規	委員	若 山 雅 行
委員	川 上 弘 一	委員	青 山 金 助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（7名）

総 務 部 長	釣 谷 隆 士	総務部総務財政課長	倍 楼 司
民 生 部 長	杉 原 太	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部福祉課長	村 山 徳 收	民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和		

○本会議の書記

事 務 局 長 関 口 順 子 書 記 妹 尾 洋 兵

午前9時58分 開会

○長谷川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、令和元年度決算審査特別委員会第4回目の会議を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、引き続き各課の聞き取りを行います。

初めに、総務部総務財政課の審査を行います。

総務部長、総務財政課長、御苦労さまでございます。

それから、先日、追加で要求した資料、A4サイズを配付しております。

前回の委員会で質疑のありました答弁より入ります。

総務部長。

○釣谷総務部長 前回の委員会ですぐに即答することができなく、大変お時間とらせてしまいました。これをまずは重ねてお詫び申し上げたいと思います。

座って答弁させていただきたいと思います。

それでは、田村委員からの質疑に対する答弁でございますが、まず、3月定例会の整理予算におきまして、財政調整基金4,777万円、減債基金2,019万5,000円、それと、活力あるまちづくり推進基金1,953万8,000円を増額の補正予算として3月の定例会で計上させていただきまして、議決をいただいたところでございます。その時点では、その後、コロナ対策の経費が膨大になることが予見できませんでした。例年どおり各基金へ積み立てることを想定しておりました。しかしながら、その後の3月の末から、さまざまなコロナ対策をとる必要があったことから、出納閉鎖となる5月末に、今回は基金への積み立てをせず、令和元年度の余剰金として翌年度に引き継ぎ、各種コロナ対策に係る財源として、前年度繰越金として活用するという判断をしたところでございます。

田村委員のおっしゃるとおり、補正予算として計上し、議会から承認をいただいた以上、基金に積み立てをして、財源不足の際には、改めてその基金から繰り入れをするのも、議会との信頼関係を踏まえれば、とるべき手法の、それも一つだったということも、今思えば考えております。その

指摘につきましては真摯に受けとめておりますが、今回は、各時点、時点で、その後の展開の予測がつかないコロナ対策を、この年度末から年度始めにかけてしなければならなかったという、非常に特殊な要因がありまして、例年はきちんと予算額どおりの基金への積み立てをしているところを、繰り返しになりますが、やむを得ず、やむにやまれず、積み立てをせずに、翌年度の繰越金としてコロナ対策の財源として弾力的に活用する判断をしたところでございますので、そのような例年と異なる非常にまれな状態のもとでの対応をしたということ、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

○長谷川委員長 部長。

○釣谷総務部長 失礼いたしました。

補正予算時点での財源内訳でございますが、共通様式の7番の今回の財政管理費の表でございます。この中に、特定財源のみ記載というところの表がございます。ここに決算額という形で、財政調整基金運用利子98万4,007円、減債基金運用利子21万9,510円、活力のあるまちづくり推進基金運用利子33万9,596円、それと、土地開発基金運用利子7万9,123円、それと、公共施設整備基金運用利子6万9,008円というのが財源の内訳でございます。

補正予算の財源内訳は、残りは一般財源でございます。

○長谷川委員長 副委員長。

○田村副委員長 説明はわかりましたけれども、コロナのということで、新年度に向けてどのぐらいかかるかわからない状況の中で、余剰金のほうに回したということは十分説明ではわかったのですけれども、基本的には同じなのですよね。年度末に基金に入れる、新年度で基金から取り崩してやる、結果的に余剰金からやるといっても、いずれにしても補正を通さなければどうにもならない。そういう手続の手順というものを考えると、きちんと積むものは積んで、そして新年度使うものは使う、あるいは当該年度の年度末で使うということであれば、専決処分も十分にできているのです。ですから、不用額で残すというよりも、基

金できちんと1億8,446万9,000円を積んで、そしておろすものはおろす、専決処分するのはする、あるいは46%不用額で残すのではなくて、実際、専決処分で使う分は使って、残りは幾らでも、5月の末までに、会計閉鎖までの期間、5月31日までの間に、残りは積むことは私はできたと思うのです。

いろいろそういうきちっとした流れの手続、手順に沿ってやるべきだったのではないか、そうするのが通常のやり方であって、余剰金に回すとかという、このことが、今度は逆に補正をして、議決をいただいて、そしてそういう状況だからということで、46%も不用額を出して、それを余剰金としていつでも使えるようにした。いつでも使えるようにするということは、逆に言っても、補正をする、そしてきちっと手続をとってからでないと支出はできないという話ですからね。ですから、基金に積まないで、即効性があるかといったら、何もないですよ。手続上は何も同じことなのです。余剰金があれば、そのまま専決処分とかいろいろできるかもわからないですけども、いずれにしても、基金に積み上げ、基金からおろして、専決処分をして、あるいは間に合うのであれば補正をして、そして支出をしていくという流れになるわけですから、結果的には、私は、残して、8,000万円も不用額として余剰金に回すという理由が全く見当たらない。これがどこかで支出してなくなるというならわかりますよ。でも、基金に積みますよという話なのです。基本的には、やはり基金から、積んだらおろして、そして補正をして、そして支出をする、そういう手続、手順をきちっと踏んでいないのはなぜですかということなのです。そこをもう一度ちょっと答弁をお願いします。

○長谷川委員長 部長。

○釣谷総務部長 まず一つ、専決処分の件ですが、基金の部分の専決処分は3月31日まで、この日にちまでに、もしも専決処分をして、基金の積み立てる予定の額を変更する場合の専決処分をする場合には、3月31日までに専決処分をしなければ、手続はもう既に、元年度予算ですので、基金会計は3月31日で締まりますので、まずそ

こが一つ、判断をしなければならない、その日にちとしては3月31日。そここのところの時点では、町としてはまだ基金へ積んでいくという、そういう判断をしていたから、3月31日までに専決処分による基金の積み立ての金額を変更するという措置はとっていなかったという、まず一つがそこです。

それと、そこから4月、皆さん委員さん御存じだと思いますけれども、4月に入ってから、結構コロナに対する対策の予算、国からの第1次、第2次は6月過ぎてからですけども、第1次とか、そういう動きがものすごく動いてきたというのは御存じだと思いますけれども、そういう動きが4月から始まった中で、5月31日まで、出納閉鎖期間までの間に予定どおりの基金を積むというのが、考えていたのは、3月31日ではそういう予定でした。ただ、4月に入ってそういう動きが出てきて、町の一般財源としてすぐに活用のできる対応をするために、5月の出納閉鎖期間までの間に基金を積むことをしなかった、それが町の判断で行ったということでございます。

田村委員のおっしゃるように、積むものは積む、崩すものは崩すと、その都度、その都度、どっちにしろ令和2年度予算で執行する、コロナ対策は令和2年度予算で大きいものは執行していますので、その部分のやり方としてはどうなのだという部分に関しては、それも一つの方法というか、ある意味、議会を通さないと、補正予算として議決をいただかないとその予算というのは動いていけないということは、これは当然ですので、積もうが残そうが、崩す、それは全て議決をいただかなければならないことですから、何ら手続的に、そここのところに違いはないのではないかと御指摘ですけども、それはそのとおりでございます。ただ、その手法の中の一つとして、基金を積まずに繰越金として残すというのも手法の一つでございますので、そここのところにつきましては、町として選ぶ手法の判断の一つを選んだという、そういうふうにとらえてございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、3月の時点で、整理予算の時点で、議会の議決をいただいた、元年度予算の議決を整理予算でいただいた部

分に関して、5月の出納閉鎖まで、それが結果的な判断として、そこまで引っ張って、結果的に積み重なったということが決算の事実でございますから、その部分が、議員に議決というお約束をしたものを執行できなかったという部分、それから、もしもそういうやり方を変えるというよりも、やり方がこういうふうになりますという部分があったのであれば、そういう部分をその時点で議員の皆様は何らかの方法で情報を提供することが、今となってはですが、そうすべきであったなというふうに思っております。それは反省としては、その点は非常に反省しなければいけないという点であるというふうにとらえておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○長谷川委員長 副委員長。

○田村副委員長 今の説明の中で、ちょっと私、混同しているのではないのかなと思うのは、専決処分が3月いっぱいまで云々、基金のですね、それはそれでいいのです。4月に入れば、もう新年度の予算ができて上がっているわけですから、新年度の予算をくっていき、それだけしかないのです。旧年度がどうのこうの、5月末までの会計閉鎖までの積む、積まないというのは、いずれも債務負担行為が3月31日までであって、それ以後というのは新年度だけれども、債務負担が3月31日までとっていけば、5月末までの会計閉鎖までに金銭の動きはいいですよというだけの話ですから、そういうことを考えれば、4月に入れば、とにかく新年度予算を執行していくという、そういう流れですから、私は3月の定例、3月の初めあたりにやったと思うのですが、そのあたりから1か月ぐらい時間があって、その中で、整理予算もあれば、新年度の新たな予算の枠組みの審査もあったという、そういういろいろな動きの中で、やはりきちっと入れるものは入れる、おろすものはおろす、使うものは使う、新年度になったら新しい予算執行の中でしっかりやっていくという、これは私はルールだと思うのですが、やっぱり説明の中で、違法性があるとかないとかという話ではなくて、やはりきちっとそういう行政の手続、手順を踏んでやるべきだったのではないかと

ということで、再度、そこら辺についての考え方をお願いします。

○長谷川委員長 部長。

○釣谷総務部長 同じ答弁になりますけれども、そういう手法は幾らか手法があると思ってございます。委員のおっしゃるのも、それも一つ、どちらかという、通常はそういう手法できちっと予算を講じて執行していくという、そういう手続、手順を踏んでございます。ただ、今回のとった手法が、そこは違う手法をとったという、手法の違いでございまして、何らやってはいけないことをしたとかという部分よりも、どちらかという、議決をいただいている部分を予定どおり執行できなかった、しなかったという、理由があってできなかったという部分に尽きるものと私は思っておりますし、そのためのこういう形で、結果がこういう形で数字として出るということは当然理解した中で執行残でございまして、そこは何が正しいとか正しくないとかという、そういうことではなく、こういう執行をさせていただきましたというところでしかないというふうに思っております。

以上でございます。

○長谷川委員長 副委員長。

○田村副委員長 言い分はそれぞれあるとは思いますが、基本的には、前回にも私、申し上げたとおり、補正をしますよと。議会でいいですよと議決をしている。そして、46%もの8,000万円ほどの額が未執行で残して、コロナですよという、そういう理由というのは本当に理由に当たるのかといったら、私は理由に当たらないと思うのです。幾らでも、全くないところからではなくて、幾らでも新年度予算、あるいは旧年度使わなくても、新年度予算で十分対応できていたはずなのですよね。だから、私は8,400万円の不用額というのは、実際にはコロナの理由ではないような気がしてならないし、また、コロナがその8,000万円を不用額にした理由に当たらないというふうに私は理解しているのですけれども、その見解はどうですか。

○長谷川委員長 部長。

○釣谷総務部長 委員がおっしゃっているコロナ

の理由以外に何があるのだろうかというふうには私は
思います。間違いなくコロナの対策をとる、幾ら
かかるかわからない、これから1次補正、2次補
正、新年度予算、それを一般財源としてあてがっ
ていかなければいけない、交付金だけではそれこ
そ事業を組んでいけない、一般財源を入れてすぐ
に町民に執行していかなければいけないという、
そういう考えの中では、私はそこのところはほか
の理由というものは、当然、私の立場からいつ
ても、それ以外の議論はした記憶もございません
し、コロナの対策のみだと、理由としてはそれだ
けです。

以上です。

○長谷川委員長 暫時休憩願います。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き、再開いたし
ます。

副委員長、田村委員からの質疑、これで終了い
たします。

よって、本日の聞き取りを終了いたします。

総務部長、総務財政課長、大変御苦労さまでし
た。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き、再開いたし
ます。

○畑中委員 今、暫時休憩だけれども……。

○長谷川委員長 いえ、再開しています。

○畑中委員 再開する。

○長谷川委員長 再開しました。

○畑中委員 今の議論、田村委員と部長の答弁で
はかみ合わないで平行線になっているし、我々に
してみれば、どちらがどうなのかかわからないま
ま、これで閉じるということは、本当に何かすっ
きりしないものがある。逆に、今、休憩を挟んで
もいいですから、きちっと2人で、2人でという
より、もうちょっといろいろ有識な方々が集まっ
て、それについてきちっと我々議会にわかりやす

く説明してほしいなと思います。今のやつ、何だ
かわからない、ただ時間だけ費やしたみたいなさ
じになるから。

○長谷川委員長 わかりました。

それでは、再び暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時42分 再開

○長谷川委員長 それでは、休憩前に引き続き、
再開いたします。

ただいま休憩中に調整いたしました。

それで、部長のほうの答弁で、追加答弁があり
ますので、よろしく願います。

部長。

○釣谷総務部長 大変申しわけございません。追
加の答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほど来、田村委員のおっしゃっています、本
来、こうすべきではなかったのかと、手続的なも
の、それにつきましては重々理解をしております
し、通常はそういう、何もなければそういう手続
を例年とっていたということは、そこのところは
間違いなことでございます。

ただ、今回の町としてのコロナ対策の部分とい
うのは、ある意味、財政的にも重要な部分で、こ
ういう手法をとる判断を5月の末にしたというこ
とでの違いでございますので、ただ、実際にこれ
だけの基金の積み立ての執行をしないという判断
をした時点で、ある意味、予算の執行を約束をし
た部分に変更が生じているわけでございますから、
その部分は丁寧に何らかの機会を持って議員の
皆様に御説明を申し上げるべきだったというこ
ろ、その点につきましては、本当に今さらでは
ございます、もう過ぎてしまって、ああ、という
こともありますけれども、反省すべき点で、今後
の部分につきましても、こういう事態がないこと
を切に願うばかりでございますが、今回の対応の
仕方は、若干、イレギュラーな対応であるとい
うところも含めまして、追加の答弁にさせていただ
きたいと思えます。

以上でございます。

○長谷川委員長 副委員長、何かございますか。

○田村副委員長 ないです。

○長谷川委員長 それでは、質疑に対して、これで終了いたします。大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時46分 再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、民生部住民課の審査を行います。

民生部長、住民課長、御苦労さまです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、特別会計についてもあわせて説明をお願いいたします。

住民課長。

○清野住民課長 それでは、令和元年度、住民課の決算状況を説明いたします。

共通様式1番、事業決算名、大沼出張所運営費は、当初予算額55万5,000円で、補正予算額マイナス1万7,000円、予算現額は53万8,000円、支出済額は49万8,781円、不用額3万9,219円、執行率は92.7%でございます。補正予算の主なものは記載のとおりでございます。主な支出の内容は、施設管理に係る消耗品、燃料、光熱水費などで、支出金額は記載のとおりとなっております。

次に、2番は、事業決算名、大中山出張所運営費です。当初予算額155万5,000円、補正予算額マイナス36万7,000円、予算現額は118万8,000円、支出済額97万174円、不用額は21万7,826円、執行率は81.7%でございます。補正予算の主なものは記載のとおりとなっております。主な支出の内容は、施設管理に係る消耗品、燃料、光熱水費などで、支出金額は記載のとおりでございます。

次の3番、事業決算名、地域防犯等対策費は、当初予算額3,676万6,000円、補正予算額2万4,000円、予算現額は3,679万円、支

出済額は3,675万8,884円、不用額は3万1,116円、執行率は99.9%でございます。補正予算の主な内容は記載のとおりでございます。主な支出は、使用料及び賃借料のLEDリース料が2,851万2,000円、負担金、補助及び交付金の外灯維持費助成金688万5,536円、外灯新設改良助成金122万340円などでございます。

次に、4番は、事業決算名、交通安全対策費で、当初予算額709万5,000円、補正予算額290万円、予算現額は999万5,000円、支出済額は993万5,479円、不用額は5万9,521円、執行率は99.4%でございます。補正予算の主な内容は記載のとおりでございます。主な支出は、報償費の女性交通指導員3名分244万2,000円、新規事業の高齢者運転免許証自主返納145件分といたしまして290万円、工事請負費の交通安全注意喚起看板設置や道路反射鏡の設置工事などに60万5,563円、交通安全推進委員会補助金といたしまして380万円などでございます。

次に、5番、事業決算名、交通安全指導車管理費は、当初予算額194万6,000円、補正予算額は8万円、予算現額202万6,000円、支出済額199万5,236円、不用額3万764円、執行率98.5%でございます。補正予算の主な内容は記載のとおりでございます。主な支出は、交通安全指導車4台分の維持管理費で、需用費、消耗品、燃料費、修繕料、合わせて67万2,308円、役務費の手数料、保険料合計で17万2,940円、使用料及び賃借料は、交通安全指導車借上料で112万6,788円でございます。

続きまして、6番、事業決算名、戸籍住民基本台帳費は、当初予算額3,076万7,000円、補正予算額146万1,000円、予算現額3,222万8,000円、支出済額2,879万7,350円、不用額は343万650円、執行率は89.4%でございます。補正予算の主な内容、この事業の特定財源としての歳入については記載のとおりとなっております。主な支出といたしましては、需用費、消耗品、印刷製本費で52万

7,978円、役務費は郵便料、住基ネットワーク専用回線通信料134万7,910円の支出、委託料は戸籍総合システム保守ほか4業務合わせまして1,141万552円、使用料及び賃借料は住基ネットワークシステム環境使用料ほか、2業務合わせまして1,016万9,700円、備品購入は、IC旅券用交付窓口端末機及び住基ネットワークシステム機器等譲渡取得で142万5,010円、負担金、補助及び交付金は個人番号カード交付事業負担金で384万8,000円でございます。

次の、7番、事業決算名、社会福祉総務費（国民年金）は、当初予算額19万8,000円、補正予算額6万9,000円で、予算現額は12万9,000円、支出済額は11万9,565円で、不用額は9,435円で、執行率は92.7%でございます。補正予算の主な内容、この事業の特定財源については記載のとおりとなっております。主な支出は、国民年金に係る一般旅費、消耗品、電話料などの支出になってございます。

続きまして、8番、事業決算名、国民健康保険特別会計繰出金は、当初予算額3億1,978万7,000円、補正予算額1,238万円、予算現額3億3,216万7,000円、支出済額3億2,947万6,111円、不用額は269万889円で、執行率は99.2%となっております。補正予算の主な内容、特定財源は記載のとおりとなっております。主な支出は、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

続きまして、9番、事業決算名、高齢者医療助成費は、当初予算額5億2,148万5,000円、補正予算額マイナス1,649万円で、予算現額は5億499万5,000円、支出済額は5億484万7,857円、不用額は14万7,143円で、執行率は100%でございます。補正予算の主な内容、特定財源は記載のとおりとなっております。主な支出では、負担金の北海道後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金が3億8,763万2,208円、また、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金といたしまして1億1,721万5,649円となっております。

続きまして、10番、事業決算名、障がい者医

療助成費は、当初予算額1億3,325万1,000円、補正予算額マイナス384万7,000円、予算現額は1億2,940万4,000円、支出済額は1億2,805万1,125円、不用額は135万2,875円で、執行率は99.9%となっております。補正予算の主な内容、特定財源は記載のとおりとなっております。主な支出は、役務費では国保連への調査支払手数料と医療機関などへの請求事務手数料などを合わせて241万4,870円となっております。扶助費は医療費自己負担の助成に1億2,556万6,706円となっております。

続きまして、11番、事業決算名、児童手当支給費は、当初予算額4億606万7,000円、補正予算額マイナス938万5,000円、予算現額は3億9,668万2,000円、支出済額は3億9,323万1,490円、不用額は345万510円で、執行率は99.1%でございます。補正予算の主な内容、特定財源は記載のとおりとなっております。主な支出といたしまして、扶助費の児童手当で3億9,258万5,000円でございます。

続きまして、12番、事業決算名、子ども医療助成費は、当初予算額1億2,156万1,000円、補正予算額マイナス846万5,000円、事業間流用44万3,000円、予算現額は1億1,353万9,000円、支出済額は1億1,353万4,120円、不用額は4,880円で、執行率は100%となっております。補正予算の主な内容、特定財源は記載のとおりとなっております。主な支出といたしまして、役務費では国保連合会への調査支払い手数料と医療機関などへの請求事務手数料を合わせまして349万8,652円、扶助費は医療費自己負担の扶助に1億995万6,150円となっております。

共通様式の最後は、13番、事業決算名、ひとり親家庭等医療助成費で、当初予算額4,221万4,000円、補正予算額545万4,000円、事業間流用といたしましてマイナス44万3,000円、予算現額4,722万5,000円、支出済額は4,662万6,695円、不用額は59万8,305円で、執行率は98.7%で

ございます。補正予算の主な内容、特定財源は記載のとおりとなっております。主な支出は、役務費では国保連合会への調査支払手数料と医療機関などへの請求事務手数料を合わせまして122万1,457円となっております。扶助費は医療費自己負担の助成に4,533万5,233円の支出となっております。

以上で、一般会計の共通様式の説明を終わります。

続きまして、資料について御説明いたします。

様式2の予算の流用の状況は、子ども医療助成費、予算不足のため、総額といたしまして76万3,000円を流用しております。

続きまして、追加要求資料について御説明いたします。

1ページをお開きください。

財産の買入れ契約の状況といたしまして、物品の名称は北海道市町村備荒資金組合譲渡事業として、住基ネットシステム共同機器といたしまして、買入れは、契約業者が、取得先が北海道市町村備荒資金組合、納品者は株式会社エイチ・アイ・ディ、選考業者はエイチ・アイ・ディの1社で、令和元年度分の契約金額は109万7,210円、納期、契約日、債務負担検収日、支出命令、根拠法令は記載のとおりとなっております。

次の2ページをお開きください。

物品の借入れ金額の状況でございます。物品の名称は、防犯灯及び街路灯等LEDリース事業リース料は、契約業者名が日立キャピタル株式会社北海道法人支社、選考業者も日立キャピタル株式会社北海道法人支社の1社で、令和元年度分の契約金額は2,851万2,000円、納入金額、契約日、検収日、支出命令、根拠法令は記載のとおりとなっております。

次の物件の名称は、交通指導車2台分の賃借料といたしまして、契約業者が函館日産自動車、選考業者はトヨタカローラ函館ほか4業者で、令和元年度分の契約金額は112万6,788円、借り入れ期間、契約日、検収日、支出命令など、根拠法令は記載のとおりとなっております。

次の3ページをお開きください。

その他契約の状況でございます。1段目、2段

目は、新規事業、高齢者医療免許証自主返納支援事業に係る委託業務で、ICカード、乗車券、イカスニモカの契約者名、選考業者は函館バス株式会社、七飯アップル商品券の契約者名、選考業者は七飯町商工会となっております、各業務の契約金、納期、契約、検収、支出命令、根拠法令などは記載のとおりとなっております。

3段目の戸籍総合システム共同利用機器等保守委託業務及び使用業務は、平成27年9月から、渡島、檜山6町の共同利用分で、七飯町が代表になって契約、支払いを行い、後日、各町から分担金を納入していただいております。この契約は長期契約となっております。契約者名、選考業者は、株式会社エイチ・アイ・ディ、契約金額、納期、契約及び検収、支出命令、根拠法令は記載のとおりとなっております。

次の4段目から3段目は、住基ネットシステム共同利用機器買入れに係る保守データセンター接続料、環境利用の委託業務で、長期契約、30年から令和5年度となっております。いずれも随意契約で、契約者名は、選考業者名、株式会社エイチ・アイ・ディ、契約金額、納期、契約検収、支出命令、根拠法令は記載のとおりとなっております。

次の4ページをお開きください。

町単独事業の補助金の状況でございます。七飯町交通安全推進委員会運営補助金は、金額380万円、交付先、補助申請、支出命令、実績報告は記載のとおりとなっております。

2段目以降は、外灯維持費助成金で、金額、交付先などは記載のとおりでございます。

8段目から次の5ページまでは、外灯新設助成金で、金額、交付先などは記載のとおりとなっております。

一般会計につきましては以上でございます。

それでは、国民健康保険特別会計に移らせていただきます。

令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の状況を決算書にて説明させていただきます。

245ページを御覧ください。

実質収支に関する調書で、歳入総額が33億

4,201万3,079円に対して、歳出総額は33億2,384万6,778円で、歳入歳出差引額は1,816万6,301円となっております。

次に、246ページ、247ページは、歳入の款項ごとの決算状況で、248ページ、249ページは、歳出の款項ごとの決算状況となっております。

それでは、254、255ページの歳入から御説明をいたします。

1款国民健康保険税の状況でございますが、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入済額は6億1,451万7,021円で、前年度対比2,493万869円の減となっております。

次に、256ページ、257ページを御覧ください。

2款道支出金につきましては、一般被保険者に係る医療費等に対する道負担補助でございます。収入済額は23億9,206万6,941円で、内訳は、1項1目保険給付費等交付金から2項1目財政安定化基金交付金まで、記載のとおりとなっております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は3億2,947万6,111円で、前年度比997万1,930円の減となっております。

4款繰越金は、決算額なしとなっております。

次に、258ページ、259ページになりますが、5款諸収入の収入済額は595万3,006円で、前年度比32万5,347円の増となっております。内容は、1項延滞金、加算金及び過料1目一般被保険者延滞金が456万2,784円で、2項雑入1目一般被保険者第三者納付金が124万4,533円、3目一般被保険者返納金が13万2,967円、5目雑入が1万2,722円となっております。

次は、歳出に移らせていただきます。

国保264ページ、265ページを御覧願います。

1款総務費は、主に国保の運営に係る経費でございます。1款総務費1項総務管理費は、予算現額3,135万6,000円に対し、支出済額は3,007万7,158円、不用額は127万8,

842円となっております。主な支出は、1目一般管理費の、事業名、一般管理費国保事業では、役務費の郵便料、電話料合わせて98万7,527円、委託料では、国保共同事業ほか委託料、国保システム改修委託料、合わせまして358万2,983円、使用料及び賃借料のシステム使用料64万6,000円、備品購入費、国保総合システム端末購入といたしまして14万7,290円、負担金、補助及び交付金では、北海道国保連合会負担金、保険者ネットワーク負担金、情報収集システム負担金、月報クラウド運用負担金、合わせまして241万1,970円となっております。また、事業名、国保事務職員人件費については、国保事務従事者4名分の人件費が給与、職員手当、共済費、合計で2,213万9,828円となっております。

2項徴税费1目賦課徴収費は、予算現額330万円に対して、支出済額が299万4,804円、不用額は30万5,196円となっております。主な支出は、事業名、国保賦課事務費では、次の266ページ、267ページの役務費の郵便料で31万5,053円となっております。事業名、国保徴収事務費では、役務費の郵便料、振り替え振り込み手数料合わせて109万606円、負担金補助及び交付金の渡島檜山地方税滞納整理機構負担金、納税貯蓄組合事務費補助金、合わせて155万6,100円となっております。

3項運営協議会費1目運営協議会費は、予算現額12万5,000円に対し、支出済額が5万3,740円、不用額は7万1,260円となっております。主な支出は、事業名、運営協議会費で、運営協議会1回の開催で、委員9名分の報酬、費用弁償などがございます。

4項特別対策事業費は、予算現額636万円に対しまして、支出済額614万6,336円、不用額が21万3,664円となっております。1目医療費適正化特別対策事業費の主な支出は、委託料のレセプト点検委託料、ジェネリック医療品変更差額通知作成委託料、合わせて162万4,813円などがございます。また、2目収納率向上特別対策事業費の主な支出は、事業名、収納率向上特別対策事業費では、徴収嘱託員1名分

の person 費、給料、職員手当、共済費など、合わせて 415万614円。

次の 268、269 ページになりますが、事業名、国保公用車管理費では、公用車 1 台分の管理にかかる 33万8,978 円の支出となっております。

続きまして、271 ページの 2 款保険給付費です。2 款保険給付費は、療養の給付費等に係る経費でございます。2 款保険給付費の決算額は 23 億 5,529 万 2,308 円で、前年度決算額に比べ 4,642 万 9,582 円の減となっております。

1 項療養諸費は、予算現額 20 億 8,542 万 1,000 円に対しまして、支出済額 20 億 3,494 万 7,551 円、不用額が 5,047 万 3,449 円でございます。1 目一般被保険者療養給付費から 5 目審査支払手数料までは記載のとおり支出となっております。

2 項高額療養費は、予算現額 3 億 1,410 万円に対しまして、支出済額 3 億 1,315 万 553 円、不用額が 94 万 9,447 円となっております。1 目一般被保険者高額療養費から、272 ページ、273 ページになりますが、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費までは記載のとおり支出となっております。

3 項の移送費は、予算現額 50 万円に対しまして、支出済額はなしでございます。

4 項出産育児諸費は、予算現額 715 万円に対しまして、支出済額は 614 万 4,204 円、不用額が 100 万 5,796 円となっております。支出済額は前年度より 70 万 864 円の増となっております。主な支出は、1 目出産育児一時金の 614 万 1,684 円、また、2 目審査支払手数料 2,520 円となっております。

5 項葬祭諸費 1 目葬祭費は、予算現額 150 万円に対しまして、支出済額 105 万円、不用額が 45 万円となっております。支出済額は前年度より 69 万円の減となっております。

続きまして、274、275 ページの 3 款国民健康保険事業費納付金などです。

3 款国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険事業に係る経費でございます。予算現額、支出

済額は同額で、8 億 4,791 万 9,000 円となっております。

1 項医療給付費、予算現額、支出済額同額の 6 億 2,527 万 9,000 円となっております。1 目一般被保険者医療給付費分、2 目退職被保険者等医療給付費分は記載のとおり支出となっております。

2 項後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療制度に係る支援事業費でございます。予算現額、支出済額同額の 1 億 6,738 万 7,000 円でございます。1 目一般被保険者・後期高齢者支援金等分、2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は記載のとおり支出となっております。

3 項介護納付金分 1 目一般被保険者介護納付金分は、介護保険制度に係る支援経費となっております。予算現額、支出済額同額の 5,525 万 3,000 円でございます。

続きまして、276、277 ページの 4 款共同事業拠出金です。

1 項 2 目共同事業事務費拠出金は、国保財政の安定化を図るため、事業経費でございまして、市町村からの拠出金を財源に、高額な医療費について都道府県単位で費用負担を調整するための経費となっております。予算現額 1 万円に対して、支出済額 530 円、不用額は 9,470 円となっております。

続きまして、278、279 ページの 5 款財政安定化基金拠出金は、支出額はなしとなっております。

続きまして、280 ページ、281 ページの 6 款保健事業費です。保健事業費は、疾病予防を図るための事業経費でございます。予算現額 2,911 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 2,380 万 4,581 円で、不用額は 531 万 419 円となっております。決算額は、前年度に比べ 384 万 4,301 円の増となっております。

1 項 1 目保健衛生普及費の主な支出は、役務費の郵便料に 57 万 3,364 円や、委託料の各種健診委託料、高齢者インフルエンザ予防接種委託料、合わせて 954 万 5,010 円となっております。

2 項特定健康診査等事業費の主な支出は、医療

費のデータ提供委託料、特定健康診査委託料、特定保健指導委託料、特定健診受診勧奨業務委託料、特定健診等データ管理委託料、合わせて1,263万9,023円となっております。

次は、282ページ、283ページの7款公債費でございます。公債費の内容は、一時借入金の利子となっております。予算現額31万9,000円に対して、支出済額は7万6,247円で、不用額は24万2,753円となっております。決算額は、前年度に比べ23万7,012円の減となっております。

続きまして、284ページ、285ページの8款諸支出金でございます。諸支出金は、過年度分国保税の還付金及び国庫支出金等の返還金に係る経費となっております。予算現額488万8,000円に対し、支出済額は255万5,400円で、不用額は233万2,600円となっております。決算額は、前年度に比べ3,573万19円の減となっております。

1項償還金及び還付加算金の主な支出額は、1目一般被保険者保険税還付金で101万5,400円、3目その他償還金は、国庫支出金などの返還金で154万円の支出となっております。

2項1目延滞金は、予算現額1万円に対して、支出額はなしとなっております。

続きまして、286ページ、287ページの9款予備費でございます。9款予備費は、予算現額100万円に対して、支出済額はなしとなっております。

次のページ、10款繰上充用金は、予算現額5,492万7,000円に対し、支出済額は5,492万6,674円、不用額は326円、執行率は100%となっております。

国保会計の決算状況は以上でございます。

次に、提出の求められた資料について御説明いたします。

様式1の予算未執行の状況でございます。国保会計の未執行は5件ありまして、1行目は、事業名が退職分高額療養費、予算未執行額は30万円。

2行目は、事業名が退職被保険者の高額介護合算療養費で、予算未執行額は30万円。

3行目は、一般被保険者分移送費でございまして、予算未執行は30万円。

次に、退職分移送費でございまして、予算未執行額は20万円。

ともに未執行の理由は、申請がなかったためのものでございます。

5行目は、事業名が退職被保険者等保険税還付金で、予算未執行額は10万円、未執行の理由は、退職被保険者等に係る保険税の還付金がなかったためのもになります。

次に、提出を求められました追加資料要求について御説明いたします。

その他の契約の状況になります。事業の名称が特定健康診査受診勧奨等委託業務で、契約及び選考業者は大和産業株式会社、契約金額が208万4,500円、工期は令和元年8月28日から令和2年3月31日までで、契約日、令和元年8月28日で、検収日、支出命令、根拠法令などは記載のとおりとなっております。

提出した資料の説明は以上でございます。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時38分 再開

○長谷川委員長 引き続き、再開いたします。

住民課長。

○清野住民課長 それでは、令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の291ページを御覧ください。実質収支に関する調書で、歳入総額が4億1,861万9,813円に対して、歳出総額は4億1,187万8,422円で、歳入歳出差引額は674万1,391円となっております。この剰余金は、令和2年4月1日から5月31日の出納閉鎖期間中の保険料収入分がございません。令和元年度の歳入として決算し、令和2年度の歳出の予算から同額を広域連合負担金として支出するため、令和2年度へ全額繰り越しすることとなります。

次に、292ページ、293ページは歳入の款項ごとの決算状況で、294、295ページは歳出の款項ごとの決算状況となっております。

それでは、歳入から御説明いたします。

298ページを御覧願います。1款1項1目後期高齢者医療保険料の状況でございますが、調定額2億9,857万4,180円に対し、収入済額は2億9,422万5,442円、不納欠損額が53万8,400円で、収入済額は409万7,338円となっております。なお、収入済額については、還付未済額287万円が含まれてございません。

2款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は1,221万4,680円で、2目保険基盤安定繰入金は1億500万969円となっております。

3款1項1目繰越金は、前年度繰越金701万4,800円となっております。

4款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、収入なしでございます。

次に、300ページを御覧ください。2項償還金及び還付加算金は12万5,300円の収入となっており、内訳は、1目保険料還付金で12万5,300円、還付加算金はなしとなっております。

3項雑入は3万8,622円の収入となっており、2節の後期高齢者医療特別調整交付金となっております。

続きまして、歳出の状況になります。

304ページを御覧願います。

1款総務費は、予算現額284万円に対しまして、支出済額は274万6,302円、不用額は9万3,698円となっております。

1項総務管理費1目一般管理費は、予算現額51万円に対しまして、支出済額は46万9,321円、不用額は4万679円となっております。主な支出は13節委託料で、被保険者証等投入投函委託料、後期高齢者医療システムハードウェアの保守業務合わせて41万1,711円などを支出しております。

2項徴収費1目賦課徴収費は、予算現額233万円に対しまして、支出済額は227万6,981円、不用額は5万3,019円となっております。主な支出は、11節需用費の消耗品、印刷費13万1,688円、12節役務費の振り込み手

数料が22万3,293円、13節の委託料では保険料の通知書等の印刷製本費などで、合わせて192万2,000円の支出になってございます。

次に、306ページ、307ページを御覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については、予算現額4億1,685万6,000円に対し、支出済額は4億900万6,820円、不用額は784万9,180円でございます。主な支出は、保険料の負担金、広域連合の事務費負担金、保険基盤安定負担金となっております。

次に、308ページ、309ページを御覧ください。

3款諸支出金は、予算現額55万円に対しまして、支出済額は12万5,300円、不用額は42万4,700円となっております。

1項1目保険料還付金は、予算現額50万円に対しまして、支出済額は12万5,300円、不用額は37万4,700円となっております。2目還付加算金は、予算現額5万円に対しまして、支出済額はなしで、不用額は5万円となっております。

次に、310ページ、311ページを御覧ください。

4款予備費は、予算現額1万7,000円に対しまして、支出済額はなしとなっております。

以上が、令和元年度後期高齢者医療特別会計の決算状況でございます。

続きまして、提出の求められた資料について御説明いたします。

様式3の収入未済額の状況についてでございますが、現年度分は、令和元年度普通徴収保険料で、調定額が1,686件で9,898万4,300円に対しまして、収入額が1,672件で9,787万7,939円、収入未済額が28件で110万6,361円となっております。滞納繰越分は、平成22年度から30年度までの普通徴収保険料合計で、調定が77件、471万4,580円に対しまして、収入額が42件、118万5,203円、不納欠損額は4件、53万8,400円、収入未済額が44件、299万977円となっております。

次に、様式4の不納欠損処分状況でございます。4件で53万8,400円でございます。事由別では、本人死亡によるものとなっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 それでは、ちょっと質問させていただきますけれども、289ページ、国保の関係です。不用額が6,415万3,222円と、かなり大きな金額になっておりますけれども、これについてはどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いします。289ページです。

○清野住民課長 不用額326円となっておりますが。

○長谷川委員長 上野委員、もう一度確認しますけれども、289ページ。

○上野委員 不用額の欄の一番下というのは、これは不用額ではないのですか。トータルでしょう。トータルで6,415万3,222円ということなのですが、前のページを見れば、それぞれその金額を足していけばこの金額になるというふうに思うのですけれども、金額的にかなり大きいわけなので、これについての評価といいますか、考え方をちょっと聞きたいなということなのですが。ですから、285ページから286、287、289ページというふうに、これが重なったのが6,400万円ということだとは思いますが。

○長谷川委員長 課長。

○清野住民課長 一般的な事業的なものに関しては、ある程度の精査は可能なのですけれども、給付費だったりそういう部分に関しては、なかなか見通しが明確にとられない部分もございます。その部分に関しての執行残が積み重なっての歳出の執行残という形であられております。

○長谷川委員長 部長。

○杉原民生部長 ただいまの御質問ですけれども、289ページの不用額につきましては、歳出総合のトータルの不用額ということで、主なもの

は、271ページの保険給付費5,337万8,000円、この部分が大きく占めておりますけれども、この歳出合計の不要額につきましては、予算全体の決算額と合わせた部分の不用額でございますので、額がこういうふうに大きくなるのは、全体ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 それでは、これは国保の不用額ではなくて、保険全体といいますと、どういうことになるのでしょうか。

○長谷川委員長 部長。

○杉原民生部長 これ、国保会計歳出全体の予算額と支出済額との差し引きの不用額でございますので、御理解いただきたいと思います。国保会計ということで御理解いただきたいと思います。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 それはそれとして、追加なのですが、繰り上げ充用金が5,492万6,674円ということで、5,000万円を超える繰り上げ充用がされてきて、今回、決算では黒字になったと。黒字になったけれども、繰り上げ充用を消化することなく、そのまま翌年度繰越金で、決算では1,816万6,301円の翌年度繰越しをしておりますよね。これでいくと、本来ならばこの繰り上げ充用金を消化していくことにすれば、この決算の1,800万円で消化して、残が3,676万円ほどになるということになるのですが、繰り上げ充用はそのままにして、決算の黒字もそのままにして決算をしておりますけれども、これでいきますと、国保の赤字については、近々解消されるような見通しだと思うのですが、どのように考えておられるか、ちょっとお伺いします。

○長谷川委員長 課長。

○清野住民課長 今回の黒字に関しましては、おかげさまで被保険者の方々の御理解と御協力のおかげで、想定よりも早い段階で赤字決算を解消できたところでございます。今回、1,800万円程度の全体で黒字ということになっておりますが、実はこちら、元年度におきまして、2月診療分に係る国民健康保険の診療分ということで、道が国保連合会に概算で払って、確定した通知というの

は、本来であれば道に返還が可能であればそうしていただきたいところなのですが、この返還金の部分を、1回、町の会計を通さなければならぬということ、歳出分におきましては1,550万円程度、国保連合会からの払い戻しによって1,500万円程度の歳出からの減額をさせていただきます。それによって、黒字会計のほうも1,800万円程度という数字を示しておりますけれども、実質、留保という形で、来年の1月に戻さなければならぬので、実質は260万円程度の黒字会計ということになってございます。今後は、今現在の社会情勢であったり、財政状況とかを鑑みながら、状況を把握しながら考えていきたいと思っておりますので、御理解のほう、お願いいたします。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 そうしますと、この繰り越し充用の5,400万円くらいは、今後もなかなか解消にならないような見通しなのでしょうか。その辺についてちょっと、今後の見通しを。

○長谷川委員長 課長。

○清野住民課長 今回、黒字会計というのは、赤字会計は解消していけるのではないかなという見通しはございますけれども、来年度におきまして、国保税の一般財源がどの程度の財源になるかというのが、見通しが今現在で立てられませんので、明確な状況というのは、来年度の調定の状況だったりを見据えて考えていきたいと思っております。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに。

畑中委員。

○畑中委員 共通様式の資料のナンバー4のところなのですが、高齢者運転免許証自主返納報償費290万円なのですが、これは大体何人ぐらいのあれなのか、まずそれが1点。

そしてもう一つは、自主返納された場合には、それなりの返納された方にいろいろICカードでしたか、そういうのとアップル券をやっておりますけれども、この二つのあれについて、どのぐらいのカードを受けた方がアップル券、そういうのを計算されていますか。そしてもう一つは、これは

やはり高齢者の交通事故が多くなってということで、ある面では、令和元年度あたりの目玉政策みたいな感じであったのですが、これは担当課としては、この執行について、やはり予算的によかったなという思いでおられますか。その辺、コメントをお願いします。

○長谷川委員長 住民課長。

○清野住民課長 前年度の件数は145件となっております。この事業に関しましては、前年、高齢者による事故がメディア等でも報じられておりますけれども、当初、100件程度見込んでおりましたけれども、実質上、それを上回っております。12月にも補正、3月にも補正したところでございます。この趣旨といたしましては、イカスニモカを交付しておりますけれども、例えばそういう車がなくてもバスを使ったり電車を使ったりとか、利活用できるということを目的に、イカスニモカを事業の一つとしております。

また、アップル商品券に関しましても、これはタクシー等でも使えますし、また、一時的ではございますけれども、家計の一部負担、補充にしていれば、一時的ではございますが、皆さんの生活の一部の援助にできるのではないかと趣旨でやっております。今後も、これをきっかけづくりといたしまして、もし不安のある方は、こう言ってはあれですが、事故を起こす前に返納していただいて、バスを使って、電車を使って、タクシーを使って活用していただければと考えております。

以上です。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

若山委員。

○若山委員 今も出ましたけれども、ナンバー4の高齢者運転免許証自主返納報償費、今説明があったとおり、予算、予定よりも多く出たということで、これに対する町民の声というか、アンケートのようなものをとっていたりした、非常にいいとか、あるいはもっと金額が多ければとか、そういうような声があれば、その辺のところを、なければ構いませんけれども、聞かせていただければと思います。

それでは、2番目の質問を、同じ共通様式ナンバー6の、特定財源のところの個人番号カード交付事業費補助金が、予算額よりも大きく減っているのですけれども、この理由についてちょっと御説明いただければというのと、執行内容のところの節の19になるのですかね、個人番号カード交付事業負担金のところで、補正で増やしたにもかかわらず、不用額が大きく出ているというのは、この理由、先ほど説明あったのかもしれないですけれども、もう一度、ちょっと金額が大きいので、教えていただければと思います。

それと、最後、もう1点は、こちらの参考資料の中の53ページのところに、各種医療助成費の状況というのが載っていきまして、住民課に聞けばいいのかわからないのであれなのですけれども、ここでひとり親家庭等というところで、給付のほうは、ちょっとこの資料の見方がよくわからなかったのですけれども、ひとり親家庭等の全体像が少なくなっているのに、ひとり親家庭等の助成の対象が前年度に比べて増えているというのは、何か理由があるのか、それとも、この資料の見方がちょっと違うのか、そここのところで、どうしてなのかなと。ひとり親家庭等の助成だけが増えている、件数で対象者として増えているので、ちょっとその中身について知りたいなと思うのですけれども。

以上です。

○長谷川委員長 暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 0時58分 再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

住民課長の答弁から入ります。

住民課長。

○清野住民課長 それでは、個人番号カードのことについて、まず先にお答えしたいと思います。この個人番号カードについては、歳出において計上しておりますが、国での補助金を受けることができますので、町単独での支出金というのはございません。この計上の中身といたしまして、予算計上から歳出に関しましては、町が単独で積算す

るのではなく、この個人番号を取り扱ってございます地方公共団体情報システム機構というところで、予算から、途中での計上の予算予定額というものを算出しまして、通知をしていただいているところでございます。今回、1月29日に最終的な金額というのを示されまして、それに基づいて補正したところでございますが、この3か月の間に、国がシステム機構で想定したものよりも下回ってしまったというのが現状でございます。さまざまな理由が考えられますけれども、こういったコロナの状況を鑑みて、そういった出向くということを敬遠される方もいらっしゃるのではないかなということを想定しております。

次に、ひとり親家庭になりますけれども、この助成額というところでございますけれども、これは自己負担分の医療費の全額を補助しているということで、医療費の助成額ということになります。対象者に関しましては、離婚や転入等に伴うものがありますので、年々、月ごとに増加傾向にあるということが鑑みられます。

以上です。

○長谷川委員長 部長。

○杉原民生部長 私のほうから、運転免許証の自主返納の関係なのですけれども、窓口、各出張所でも受け付けていますけれども、特に大川、大中山地域の方が多くて、役場周辺も本町が多いのですけれども、交通の利便性が発達しているところは、これでICカードとアップル商品券、タクシーにも使えるということで、公共交通を使うきっかけにということでやっているのですが、やっぱり大沼地区とか峠下とか、その辺に関しては、免許証を返してしまうと、自分の交通機関、足が失われるということもあって、躊躇されている方がその地域では多くて、ちょっとその辺の格差みたいなものがあるのですけれども、今後、今年に入ってから、大体月10件くらいの手続にいらっしゃるものですから、政策推進課との関係もありますけれども、今後はそういう地域ごとの足の部分も考えていかなければならないのかなということでしょうけれども、まず住民課としては、安全対策という意味で、この運転免許証返納を推進して、公共交通機関の利用するきっかけ

けにということで進めている事業ですので、御理解いただきたいというふうに思います。

それから、今、先に住民課長が答弁しましたがけれども、個人番号カードの関係なのですが、これは町が実は件数に関与してなくて、全部、これは全国の市町村の分を、総務省の外郭団体といえますか、そちらのほうで割り振りというか、今年度の目標値を決めて、交付の予算を出してきているということで、それが、今回、補正して追加しているにもかかわらず、個人番号の手続が極端に少なかったということで、非常に整理予算でいくと、補正して整理予算になっていないというようなこともあるのですけれども、この部分に関してはそういう仕組みなものですから、なかなか住民課のほうでもこれは手がつけられないということでしたので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○長谷川委員長 若山委員。

○若山委員 質問の順番からすると、高齢者運転免許証自主返納報償費というのは、結構事業の内容としてはうまく回っているのかなという印象を持って、やっぱり田舎のほうの車、免許を返してしまったら足がなくなってしまうという人たちの対策が今後課題なのかなということで、あわせて一生懸命やっていただければと思います。

それと、個人番号カードのあれについては、国がやっている政策で、結果的に不用額が多くなったけれども、それはそれではないというのは理解できましたので、そういう事業もたくさんあるのだろうと思いますので、わかりました。

ひとり親家庭のところの資料、ちょっと前年とのあれで見たら、ひとり親家庭等の助成費は増加しているのだけれども、右側の下のほうに載っている補助対象となっている内訳のひとり親家庭が減っているのにもかかわらず、1万4,571で、少し減少しているのだけれども、助成費のほうは1万3,210で、合計ですね、増えているというのがあって、何でこういう結果になるのかなと、ちょっと漠然と思ったのですけれども、いろいろな事情があるとなかなか難しいということではよろしいのでしょうか。それとも、ひとり親家

庭の一万四千幾らというのは、総体で一万四千のひとり親家庭があるということではないのでしょうか。その資料の見方だけちょっともう1回教えていただければと思います。

○長谷川委員長 課長。

○清野住民課長 まず、件数ということで、こちらのほうの御説明をさせていただきます。この件数というのは、レセプト1枚当たりの件数ということになってございます。要するに1件当たりの金額によって医療費も増えることもあれば減ることもある、その方の診療内容によって金額にも変動しているところでございます。

以上です。（発言する者あり）

対象者数ということでよろしいでしょうか。この対象者数、今年の3月末現在になりますけれども、1,148名が対象者数になってございます。

以上です。

○長谷川委員長 若山委員。

○若山委員 終わります。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに。

横田委員。

○横田委員 ナンバー2の大中山出張所の需用費の不用額が20万2,894円、この内訳、言ったような気もするのですけれども、ちょっと聞きそびれたので、もう1回お願いしたいと思いません。

それから、ナンバー4の運転免許証の返納で145件で、補正が3回あって、これで290万円とあって、これしかないはずだと思うのですけれども、だとすると、全部カードとアップル商品券で全部使い終わったという考え方でいいのかどうか。

それから、ナンバー6の13の委託料のところの⑤のIC旅券用の交付窓口端末機保守とか、18の備品購入費の中の一番上にあるIC旅券用交付窓口端末機購入費とか、これはパスポートなのかということなのではございますけれども、パスポートの場合、町のほうにはお金は、手数料とかというのは入らないのかどうか。

それから、ナンバー12の、流用があるのですけれども、何で流用が発生したのかということのを

う1回説明していただきたいと思います。

同じく13のマイナスになっているところ、そっちはお金が余っているからそっちに回したというのか。

以上です。

○長谷川委員長 課長。

○清野住民課長 まず先に、大中山出張所の不用額についてでございますが、需用費の燃料費等に当たります。これに関しては、新たな起動ということで、元年度から大中山出張所が新しい施設になったということで、どの程度かかるかという見通しというものはある程度は立てていたのですけれども、冬に関しては、税の窓口業務ということで、1か月程度使うということで、ある程度、どのくらいかかるのかなという見通しが、前年度対比という部分で読み取れない部分がありましたので、この部分で若干、20万円程度残った形になっております。

高齢者の運転免許証自主返納、これは奇跡的にといいますか、ちょつきり145件。当初、内心、間に合うかなという不安はあったのですけれども、145名きっちりということで、今回、これに関しては不用額というのはございません。

ICというのはパスポートに係る保守と機器の購入ということになってございます。申し訳ありません。この分に関しては特定財源はございません。

子ども医療の流用でございますけれども、これは12月の補正予算の段階で、実は減額しております。この件に関しましては、ちょっと精査し過ぎたということで、落とし過ぎたというのが現状でございます。今後、このようなことがないように、しっかり3月までの見込みというのを精査、十分していきたいと思います。申し訳ありません。

○長谷川委員長 横田委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

副委員長。

○田村副委員長 契約のほうですけれども、国保会計の特定健康診査受診勧奨等委託業務の部分で、ダイワ産業というのかヤマト産業というのかちょっとわからないけれども、これは契約が指名

競争入札になっていますけれども、1社ということで、ここら辺をちょっと説明をもう一度お願いしたいと思います。

○長谷川委員長 住民課長。

○清野住民課長 まことに申し訳ありませんけれども、今のその他契約の大和産業ですね、選考業者名が大和産業のみになってございますけれども、こちら、株式会社ウェルクル札幌支店との2社との指名競争入札ということになっております。申し訳ありません、この2社に関しては、道内でこの2社しか取り扱うことができないということで、選考業者は2社という形になります。申し訳ありません。ウェルクル、差しかえたいと思います。後日、差しかえいたしますので、お願いいたします。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 質疑を終わります。

以上で、住民課に対する審査を終了します。

住民課長、御苦労さまでした。

次に、福祉課の審査を行います。

福祉課長、大変御苦労さまです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

特別会計についてもあわせて説明をお願いいたします。

○村山福祉課長 それでは、令和元年度一般会計歳入歳出決算並びに介護保険特別会計歳入歳出決算の状況について、要求資料等に基づき説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、一般会計入歳出決算でございます。

共通様式を御覧ください。

ナンバー1、3款民生費1項1目、事業決算名、社会福祉総務費(地域福祉)でございます。当初予算563万4,000円、補正予算額マイナス16万3,000円、予算現額547万1,000円、支出済額475万4,330円、不用額71万6,670円、執行率86.9%でございます。こちらは、事業目的として、地域福祉の推進でございます。なお、詳細については記載内容で

ございますので、御参照願います。

次に、ナンバー2を御覧ください。同じ款項目で、事業決算名、地域福祉連携活動費でございます。当初予算額2,332万5,000円、補正予算額66万4,000円、予算現額計2,398万9,000円、支出済額2,397万9,000円、不用額1万円、執行率100%となっております。こちらの事業内容については、地域福祉の連携活動の推進でございます。詳細については記載のとおりでございます。

次に、ナンバー3でございます。款項目は同じでございます。事業決算名、民生委員児童委員費でございます。当初予算額767万円、補正予算額91万9,000円の減額、予算現額計675万1,000円、支出済額666万1,459円、不用額8万9,541円、執行率98.7%でございます。こちらの事業目的は、民生委員、児童委員に関わる活動経費でございます。詳細については記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー4を御覧ください。民生費、社会福祉費、高齢者福祉費、事業決算名、長寿敬老事業費でございます。当初予算額122万2,000円、補正予算額17万2,000円の減額、予算現額105万円、支出済額104万8,076円、不用額1,924円、執行率99.8%でございます。こちらの事業については、長寿敬老のお祝いでございます。詳細については記載のとおりでございます。

次のページになります。

ナンバー5を御覧ください。民生費の高齢者福祉費、事業決算名、高齢者在宅サービス事業でございます。当初予算額840万2,000円、補正額、2,000円減額、予算現額840万円、支出済額788万4,093円、不用額51万5,907円、執行率93.9%でございます。こちらについては、事業目的は高齢者の在宅サービスの執行でございます。詳細については記載のとおりでございます。

ナンバー6を御覧ください。同じ款項目で、事業決算名、高齢者支援費でございます。当初予算9,918万3,000円、補正予算額771万円、予算現額1億689万3,000円、支出済

額1億643万256円、不用額46万2,744円、執行率99.6%でございます。こちらについては、事業目的としては、高齢者の生きがいや健康づくり、あとは措置費でございます。事業の詳細については記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー7を御覧ください。民生費の高齢者福祉費、介護保険特別会計繰出金でございます。当初予算額4億1,846万5,000円、補正予算額194万9,000円の追加、予算現額4億2,041万4,000円、支出済額4億1,100万4,917円、不用額940万9,083円、執行率97.8%でございます。こちらについては、介護保険事務の円滑化でございます。繰出金の内訳といたしましては、介護保険給付分で3億2,274万1,496円、地域支援事業分で2,553万399円、事務費分として4,122万7,780円、低所得者保険料軽減分繰入金として750万6,240円でございます。事業内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー8でございます。事業決算名、福祉介護車管理費でございます。当初予算60万5,000円、補正予算5万円の追加、予算現額65万5,000円、支出済額58万7,909円、不用額9万7,091円。事業内容は、公用車、福祉バスの維持管理費でございます。詳細については記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

ナンバー9でございます。事業決算名、障がい者福祉費でございます。こちら、当初予算8億5,017万2,000円、補正予算額4,798万円の追加、予算現額計8億9,767万円、支出済額8億7,916万8,562円、不用額1,850万1,438円、執行率97.9%でございます。こちらについては、障害者福祉の推進ということでございます。内容については、主に自立支援の給付費がメインでございます。詳細については記載のとおりでございます。

次に、ナンバー10を御覧ください。事業決算名、障がい者介護審査会費。当初予算額105万円、補正予算額10万8,000円の減額、予算現額計94万2,000円、支出済額90万1,810円、不用額4万190円、執行率95.7%

でございます。こちらは、障害者区分の認定審査に係る事務費用でございます。詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー11を御覧ください。事業決算名、地域生活支援事業費。当初予算1,861万3,000円、補正予算額298万7,000円の追加、予算現額計2,160万円、支出済額1,728万2,061円、不用額431万7,939円、執行率80%でございます。こちらについては、障がい者福祉の推進でございますが、こちらについては、主に法定以外のものの負担のものでございます。詳細については記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

ナンバー12でございます。事業決算名、さくら共同作業所指定管理費でございます。当初予算348万6,000円、予算現額348万6,000円、支出済額も348万6,000円、執行率100%でございます。こちらの事業は、さくら共同作業所の指定管理の運営費でございます。

続きまして、ナンバー13を御覧ください。授産施設指定管理費でございます。当初予算4,316万5,000円、補正予算額86万7,000円の追加、予算現額4,403万2,000円、支出済額4,392万3,114円、不用額10万8,886円、執行率99.8%でございます。こちらについては、授産施設、ぽぼろ館の運営費と職員の処遇改善費等でございます。詳細については記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー14でございます。ゲートボール場指定管理費でございます。当初予算49万2,000円、予算現額も49万2,000円、支出済額も49万2,000円、執行率100%でございます。こちらについては、ゲートボール場の効率的な運営ということで、指定管理料が主なものとなっております。

続きまして、ナンバー15を御覧ください。事業決算名、社会福祉施設整備費でございます。当初予算ゼロ、補正予算額3,110万3,000円、予算現額3,110万3,000円、支出済額2,352万8,500円、翌年度繰越額757万4,000円、不用額500円、執行率75.6%

でございます。こちらは社会福祉施設整備等の推進で、民間の介護施設等の防災等に係る工事費の補助でございます。詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー16を御覧ください。民生費、3項災害救助費でございます。事業決算名、災害救助費、当初予算33万円、流充用額61万2,000円、予算現額94万2,000円、支出済額94万2,000円、執行率100%でございます。事業目的は、非常災害による罹災住民の応急的救護でございます。こちらについては、扶助費として災害見舞金を支払っているものでございます。

次のページを御覧ください。

ナンバー17でございます。こちらは衛生費の1款6目健康センター管理費でございます。当初予算額5,102万3,000円、補正予算額12万8,000円の減額、予算現額計として5,089万5,000円、支出済額4,913万8,095円、不用額175万6,905円、執行率96.5%でございます。こちらは健康センターアップル温泉の管理運営に係る経費でございます。詳細については以上でございます。

続きまして、要求された資料について御説明申し上げます。

まずは、様式1、令和元年度事務事業予算全額未執行（細節5万円以上）の状況でございます。

まず、一番上の民生費、1項1目委託料でございますが、こちら、行旅死亡人処置委託料でございます。未執行についての金額は19万6,000円。未執行の理由については、こちらの行旅死亡人が発生しなかったことによる実績なしというところでございます。

その下の、3款1項4目、19番、負担金、補助及び交付金、事業細節明は、障がい者自動車改造費補助でございます。こちら、10万5,000円。こちらについても申請がなく、取り扱いがなしということで、実績がございませんでした。

3行目、4款衛生費1項6目委託料でございます。源泉地草刈等業務委託料5万1,000円が未執行でございます。こちらについては、予算をとっておりましたが、草を刈るタイミングで近く

で土木課がちょうど草を刈っていたので、土木課のほうで直営でお願いし、未執行となったものでございます。

続きまして、様式2、令和2年度予算流用（5万円以上）及び予備費充用の状況でございます。こちらについては充用しております。予備費から充用でございますが、扶助費61万2,000円、こちらは予備費から災害救助費のほうへ充用しております。内容については、令和2年1月25日発生の火災について、七飯町の罹災者救護条例第3条に基づく災害見舞金の給付に係る予算が不足したためというところでございますが、詳細については、予算を当初33万円とっていたところでございますが、それが12月に1件、火事がありまして、年明け、1月にまた火事があるって、12月の定例会後に火事が発生して、3月の定例会前にまた発生したというところで、補正予算の提案ができないことから、予備費から61万2,000円、充用させていただいたというところでございます。

一般会計の追加資料分のほうを説明させていただきます。

令和元年度契約金額130万円以上の工事または製造の請負契約の状況でございます。

こちら、A3の横のもので、ナンバー1でございますが、工事等でございますが、工事等の名称は、介護予防拠点七飯町文化センター改修工事でございます。こちら、契約業者が松栄建設株式会社、選考業者は松栄建設株式会社と株式会社東商建設でございます。契約金額は803万円、工期については元年11月15日から令和2年2月13日の期間でございます。契約日が元年11月14日、検収が2年2月25日となっております。支出命令日が2月26日で支出しております。

続きまして、2行目でございますが、こちらと同じ事業でございますが、介護予防拠点大川コミュニティセンター改修工事でございます。こちらは株式会社東商建設が契約しています。選考業者は松栄建設株式会社及株式会社東商建設でございます。契約金額は539万5,500円、工期は元年11月15日から2年2月13日と契約しております。契約日は元年11月14日、検収日

は2年2月25日、支出命令日は2年2月26日に支出命令しております。

3行目でございます。こちらと同じ事業で、介護予防拠点大沼婦人会館改修工事でございます。こちらについては、契約業者は株式会社明優、選考業者は株式会社明優と松栄建設株式会社でございます。契約金額は473万円、こちら工期は11月15日から翌2月13日まで、契約日は11月14日、検収は2年2月25日、支出命令日が2年2月26日となっているものでございます。

続きまして、次のページになります。

令和元年度契約金額130万円以上、その他の契約の状況でございます。

ページの一番上でございます。こちら、委託事業でございますが、地域要援護者支え合い事業委託業務でございます。こちら、契約、選考等に七飯町社会福祉協議会のほうを選考し、随契で契約しております。契約金額でございますが、当初、916万6,900円で契約しております。そして、元年12月24日に契約変更を行い、951万9,900円となっているものでございます。こちらについては委託業務でございますので、期間は4月1日から翌3月31日という形になっております。契約のほうは、今説明したとおり、4月1日に契約しておりますが、12月24日で契約変更し、年度末に検収を行っております。支出については、各四半期ごとに支出していることから、4月、7月、10月、1月という形で支出しているものでございます。

続きまして、次の行でございます。ボランティアポイント事業委託業務でございます。こちら七飯町社会福祉協議会に随契で契約しております。こちらについても、当初契約は4月1日で358万6,100円で契約を結んでおりますが、令和元年12月24日付で契約変更で、389万7,100円という形で契約の金額を変更させていただいております。期間については、4月1日から翌3月31日まででございます。支出命令についても、各四半期ごとに支払いをしておりますので、4月、7月、10月、1月と、4回払いをしております。

次の行でございます。外出支援サービス事業、委託業務でございます。こちらについても、七飯町社会福祉協議会に随契で契約しております。こちらも同様に、当初契約が4月1日でございます。こちらが350万9,800円という形でございます。そして、年度末、3月31日に334万5,970円と減額の契約をしております。委託の期間は、4月1日から翌3月31日という形でございます。支出命令についても、各四半期ごとに、4月、7月、10月、1月と、4回払いをしております。

次の行でございます。生きがい活動通所支援事業委託業務でございます。こちらについても七飯町社会福祉協議会と随契で行っております。当初契約、4月1日には366万2,400円で契約していましたが、年度末に金額を342万9,863円と減額して契約しております。期間については、4月1日から翌3月31日までの期間でございます。こちら各四半期ごとで、4月、7月、10月、1月と、4回払いをしております。

次の行でございます。こちら、高齢者入浴助成事業でございます。こちらについては、テルメななえさん、ゆうひの館でございますが、こちらと賃貸借契約を随契で結んでおります。賃貸借の期間としては、4月1日から翌3月31日まで、賃貸借契約450万円です。こちらについては、4月26日に1回払いで支出しております。

最後の行になりますが、福祉灯油（ななえアップル商品券）でございます。こちらについては消耗品で購入しておりますが、契約は七飯町商工会と随契で行っております。アップル商品券でございますが、単価契約1,000円で契約しております。そして、こちら、その納品指示書に基づいた積み重ねの支出負担行為額が397万円ということでございます。契約が11月1日でございます。3月31日までの納期の契約で、毎週納品してもらいながら契約、納入していただいているというところでございます。支出命令については毎月行っておりまして、1回目が12月12日、2回目が2年1月6日、次が2月3日、3月3日、4月6日という形で行っております。

次のページを御覧ください。

同じ、令和元年度、契約金額130万円以上、その他の契約の状況のナンバー2でございます。

業務の名称は障害者訪問入浴サービス事業でございます。こちらはアースサポート株式会社と随契で契約しております。契約金額は366万3,690円、委託契約の期間は4月1日から翌3月31日までという形でございます。4月1日に契約し、毎月検収し、毎月支出、翌月に支出しているという形で、12回払いをしているところでございます。

次の行でございます。七飯町さくら共同作業所指定管理料でございます。こちらについては、指定管理ということで、七飯町身体障害者福祉協会のほうが指定選考の中で決まっておりましたので、こちらと契約しております。委託契約が348万6,000円、期間については4月1日から翌3月31日までとなっております。契約も4月1日、検収も3月31日でございます。支出については、四半期払いということで、4月、7月、10月、1月と、4回払いをしておるところでございます。

次の行でございます。七飯町精神障害者通所授産施設ばぼろ館、指定管理料でございます。こちらについても指定管理の指定ということで、社会福祉法人ななえ福祉会のほうに契約、随契しております。金額については4,124万円、期間については4月1日から翌3月31日、1年間となっております。こちらについても、契約、は4月1日、検収は3月31日でございます。支出についても四半期払いということで、4月、7月、10月、1月の4回払いをしているところでございます。

最後の行でございます。七飯町健康センターアップル温泉清掃委託業務でございます。こちら、株式会社トーショウビルサービスと契約しております。選考については、名美工業（株）、株式会社トーショウビルサービス、株式会社マルゼンシステムズ七飯営業所、及明ビル管理株式会社、株式会社東洋実業函館営業所、5者を指名しております。契約金額については1,191万9,150円でございます。委託の期間は4月1日か

ら翌3月31日まででございます。契約については、4月1日に契約し、毎月末日に検収を行っているものでございます。支出命令については、毎月の検収の後、毎月、業務の翌月には支払っているという形で、12回払いとなっているものでございます。

次のページを御覧ください。

令和元年度、町単独補助金の状況でございます。

こちらについては、一番上、七飯町社会福祉協議会運営補助金でございます。こちらは継続事業でございます。補助金額は1,017万7,000円、交付先は七飯町社会福祉協議会。4月1日に申請があり、補助決定の後、4月、7月、10月、1月と、4回払いで支出しております。実績報告は今年の6月25日に提出しているところでございます。

次の行でございます。高齢者保健福祉事業（ボランティア活動補助金）でございます。こちら継続事業で、38万5,000円を七飯町社会福祉協議会に交付しているところでございます。補助申請日は4月1日、支出命令日は2年2月18日でございます。実績報告は、申し訳ございません、実績報告日、H31になっていますが、済みません、R2でございます。申し訳ございません。令和2年2月12日に実績報告をもらって、翌週に払っているというところでございます。

3行目になります。七飯町介護職員初任者研修受講補助金でございます。こちら継続事業でございます。こちら、初任者研修を受講し、七飯町内の施設に3か月以上勤めた方に補助するものでございます。交付先は記載のとおりでございます。金額は2万円でございます。補助申請日は、令和元年の7月8日に申請いただき、31日に支出しております。3か月勤めてから申請になるので、実績報告、申請日が同一でございます。実績報告が7月8日という形でございます。

次の行でございます。七飯町民生委員、児童委員運営協議会運営費補助金でございます。こちら継続事業でございます。こちら、85万円を民生委員協議会のほうに支出しております。申請日はR元年5月22日、支出命令日は翌5月23

日、実績報告はR2年6月4日でございます。

続きまして、次の障がい者社会福祉施設等通所交通費事業補助金、こちらの18万6,660円から、次のページの下から4行目の障がい者社会福祉施設通所交通費助成10万9,060円まで、こちら、同じ補助でございますが、こちらは障害者の方が社会復帰施設等に通う際の交通費を町から助成しているものでございます。こちらについては、毎月町内から町外とかのほうに、JR、バス、公共交通を使って通所している方についてのバス代を、実績に基づいて毎月申請いただいて給付しているところでございます。こちらについては同じ内容でございますので、一括で説明させていただきますので、ナンバー1の先ほどのところから、次のページの下から4行目まで利用されておりますが、使っている方については、毎月20名から10名ほどということを利用してございますので、合計金額については決算のほうの障害者福祉のほうの金額でございますが、合計で179万1,010円でございます。こちらのほう、一括で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

ナンバー2の下から3行目でございます。障がい者地域活動支援センター3型運営費補助（基礎的事業）でございます。こちら、継続事業で、400万円を社会福祉法人道南福祉ネットのほうに交付しております。申請日が元年の5月20日でございます。支出命令日は元年の6月5日で、実績報告についてはR2年の5月7日に実績報告が上がっているものでございます。

続きまして、障がい者用自動車運転免許取得費助成金でございます。こちら継続事業で、10万5,000円を記載の方のほうに交付しております。こちらについては、障害者の方で、運転免許を取得して社会活動をする際に必要なものというところで、運転免許の取得費のうちの10万5,000円を町から補助しているものでございます。

最後の行になりますが、七飯町身体障害者福祉協会運営費補助金でございます。こちらは10万5,000円を七飯町身体障害者福祉協会のほうに助成しております。申請日については4月29

日に来て、支出命令日は5月7日、実績報告は今年の4月24日に上がっているものでございます。

次のページ、ナンバー3を御覧ください。七飯町手をつなぐ育成会運営補助でございます。こちら、継続事業で、育成会のほうに6万4,000円補助しております。申請日は31年4月26日、支出命令日は元年の5月7日、実績報告は2年の4月27日に上がっているものでございます。

次の行でございます。七飯町障がい者地域交流推進事業補助金でございます。こちら、継続事業で、60万円を七飯町障がい者地域交流推進事業実行委員会に補助しているものでございます。こちらは元年6月5日に申請があり、6月10日に支出命令をしております。事業終了後、9月10日に実績報告が上がっております。こちらについては、サマースクール・イン・七飯の実行委員会のものでございます。

次の行になります。自閉症を支えよう・あつぷる運営補助金でございます。こちら継続事業でございます。こちら、8万円を自閉症を支えよう・あつぷるのほうに交付しております。31年4月26日に申請があり、同日に支出命令しております。2年4月24日に実績報告が上がっているものでございます。

済みません、先ほどの60万円、サマースクールと言いましたが、障害者の旅行のほうの補助金でございます。申し訳ございませんでした。

最後の行でございます。サマースクール・イン・七飯事業補助金でございます。こちら、継続事業で、10万円をサマースクール・イン・七飯実行委員会に支出しております。こちらは元年4月3日に申請があり、同月の9日に支出命令をし、2年2月28日に実績報告をいただいているというところでございます。

一般会計については以上でございます。

それでは、介護保険特別会計については、令和元年度各会計決算書のほうを用いて説明させていただきます。

それでは、ページでいうと、介保、313ページを御覧ください。

初めに、実質収支に関する調書のほうを御説明させていただきます。

歳入総額28億7,720万1,869円、歳出総額28億2,358万2,660円、歳入歳出差引額5,361万9,209円、実質収支額も同額でございます。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきますので、介保、320ページのほうを御覧ください。

それでは、ページでいうと320ページから321ページの1款保険料でございます。こちらについては、収入済額が5億6,831万2,900円となっております。不納欠損額が330万5,790円、収入未済額が1,370万9,057円でございます。内訳でございますが、特別徴収保険料で5億2,143万8,980円、普通徴収保険料4,489万1,380円、滞納繰越額で198万2,610円となっているものでございます。また、不納欠損額は330万5,790円、こちらは90名分となっているところでございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、こちらは収入額がゼロ円となっているものでございます。

次に、このページから323ページにかけての3款国庫支出金でございます。こちら、予算現額6億7,581万7,000円に対して、収入済額が6億9,887万4,578円となっているところでございます。内訳は、国庫負担金として、介護給付費負担金が4億9,219万2,000円、国庫補助金として調整交付金1億5,883万円、介護予防事業交付金2,472万1,583円、包括的支援事業等交付金が1,895万8,995円。323ページの介護保険電算システム改修補助金が25万4,000円、保険者機能強化推進交付金が391万8,000円でございます。

次に、4款でございます。支払基金交付金でございます。こちら、予算現額計が7億3,681万1,000円に対し、収入額が7億3,078万2,000円でございます。こちらについては、40歳から65歳未満の方の2号被保険者からの保険料で、ございます。内訳は、介護給付費交付金が7億532万7,000円、地域支援事業支援交付

金が2,545万5,000円でございます。

次に、このページから325ページにかけての、5款道支出金でございます。道支出金の款の予算額計が4億5,060万9,000円、収入済額が4億344万9,202円となっているものでございます。内訳といたしましては、道負担金として、介護給付費負担金が7億532万7,000円、道補助金として介護予防事業交付金が1,178万4,739円、包括的支援事業等交付金については947万9,497円、325ページの介護サービス利用者負担軽減事業補助金が12万1,000円でございます。

続きまして、324ページの6款財産収入でございます。こちら、予算現額10万7,000円に対して、収入額が10万6,957円となっているものでございます。こちらは利子及び配当金でございますが、介護保険事業の調整基金の運用利子というところでございます。

続きまして、7款繰入金でございます。繰入金の予算現額が4億4,595万7,000円、収入済額が4億2,076万5,847円となっております。こちらについては、一般会計繰入金として介護給付費繰入金3億2,274万1,496円、介護予防事業費繰入金1,145万3,468円、包括的支援事業費繰入金908万4,980円、介護保険事務費繰入金4,070万2,173円、その他繰入金2,702万2,800円となっております。介護保険財政調整基金繰入金はゼロで、327ページの介護サービス事業勘定から介護サービス事業勘定繰入金として970万930円を繰り入れしているものでございます。

次に、326ページの8款繰越金でございます。繰越金の予算額が5,121万3,000円に対して、収入済額が5,256万4,715円でございます。こちらについては前年度繰越金となっているものでございます。

次に、9款諸収入でございます。こちらについては、予算現額12万6,000円に対し、収入済額が234万5,600円でございます。内訳は、雑入の返納金として介護事業者から不正利得による返還金、諸実費徴収金として、徘徊高齢者家族サービス支援事業利用負担金、介護マネジメント

負担金調整額、雑入として臨時職員に係る雇用保険料の個人負担金及び措置者分審査料が主なものとなっているものでございます。

続きまして、歳出のほうの御説明をさせていただきます。

ページは330ページを御覧ください。

1款総務費でございます。総務費については、このページから330ページにわたりますが、総務費、款の予算で事業予算4,287万7,000円に対し、支出済額が4,104万5,978円、不用額が183万1,022円、執行率が95.7%でございます。内訳は、一般事務に係る一般管理費516万762円、介護保険事務職員人件費1,401万79円、賦課徴収費30万8,863円、審査認定審査会費483万2,452円、介護認定事務職員人件費36万2,150円、介護認定調査費1,636万5,672円が内訳となっているものでございます。

次に、334ページを御覧ください。

こちら、2款保険給付費でございます。こちら、保険給付費の款の予算現額でございますが、26億3,546万8,000円でございます。支出済額が25億8,400万810円、不用額が5,146万7,190円でございます。執行率は98%でございます。こちらについては、内訳は、要介護認定者への給付となる介護サービス等諸費についてが23億2,123万2,231円、要支援認定者への給付となる介護予防サービス等諸費で7,444万2,330円でございます。給付費等の審査支払い手数料については213万7,572円、高額介護サービスでございますが、こちらについては7,190万8,576円、特定入所者介護サービス費等については1億515万8,102円でございます。

次に、342ページを御覧ください。

こちら、3款でございます。地域支援事業費でございます。こちらについては、予算現額1億5,500万円に対し、支出済額1億4,861万960円、不用額638万9,040円、執行率は95.9%でございます。内訳は、介護予防生活支援サービス事業が7,007万6,013円、介護予防ケアマネジメント事業費820万900円、介

護予防事業費471万6,476円、介護予防事務職員人件費633万5,475円、地域包括支援センター運営費2,176万2,314円、任意事業費482万4,935円、包括的支援事務職員人件費3,183万1,937円、包括的支援公用車管理費66万4,578円、審査支払い手数料19万8,322円でございます。

次に、348ページを御覧ください。

こちら、4款の保健福祉事業費でございます。予算現額23万8,000円に対し、支出済額15万9,723円、不用額が7万8,277円でございます。執行率は67.1%でございます。こちらについては、訪問介護等利用者負担金助成というところで15万9,723円を支出しているものがございます。

次に、350ページを御覧ください。

こちら、5款基金積立金でございます。こちら、予算現額210万7,000円に対し、支出済額が210万6,957円でございます。内訳は、介護保険財政調整基金の積立金でございます。

次のページを御覧ください。

6款公債費でございます。予算現額10万円に対し、支出済額が5万7,390円、不用額4万2,610円、執行率57%でございます。内容は、資金借入の繰り替え運用利子でございます。

次のページを御覧ください。

7款諸支出金でございます。予算現額4,772万3,000円に対し、支出済額が4,760万842円、不用額12万2,158円、執行率が99.7%でございます。内訳は、第1号被保険者への過年度還付及び前年度事業確定に伴う国庫支出金等の返還金となっているものがございます。

次に、8款でございます。356ページでございます。こちら、予備費についてでございますが、予算現額312万8,000円に対し、支出済額はゼロでございます。

○長谷川委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時17分 再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、できるだけ簡潔にお願いいたします。

以上でございます。

福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、次に、介保の359ページを御覧ください。こちら、介護保険のほうの介護サービス事業勘定の歳入歳出の決算について説明させていただきます。

359ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額970万930円、歳出総額970万930円、歳入歳出差し引きゼロ、実質収支ゼロでございます。

続きまして、366ページの歳入から説明させていただきます。

1款サービス収入でございます。こちら、予算現額972万7,000円に対し、収入額が970万930円でございます。こちらは地域包括センターが行っている介護予防サービス計画収入でございます。

その下、諸収入でございます。予算額1,000円に対し、収入がゼロでございます。

続きまして、370ページ、歳出のほうを御説明させていただきます。

1款総務費でございます。こちら、需用費でございますが、予算1,000円に対し、執行額はゼロでございます。

次のページを御覧ください。

2款諸支出金でございます。こちら、繰出金で、保険事業勘定のほうに繰り出しているものがございます。こちら、970万930円を繰り出しているものがございます。

次のページを御覧ください。

3款予備費でございます。こちら、予算1,000円に対し、支出額はゼロでございます。

これで特別会計のほうの説明を終わらせていただきますので、要求資料のほうを説明させていただきます。

介護保険の特別会計の部分になりますが、令和元年度、契約金額130万円以上、その他の契約の状況でございます。

こちら、このページ、一番上の健康づくり体操から生活支援サポートについては、一番上は株式

会社ルネサンス、残り三つは社会福祉協議会に随契しているものでございます。

済みません、ページを飛ばしてしまいました。

様式3の令和元年度収入未済の状況でございますが、こちら、介護保険特別会計のものでございます。こちら、様式3が、一番上、元年度分でございます。こちら、普通徴収の介護保険料でございますが、現年度分はこんな形でいきます。下の滞納繰越分は、23年度から30年度までの保険料普通徴収の分の滞納繰越分でございます。普通徴収の部分については、調定額が392件で、収入額が99件、不納欠損額が90件、未済額が245件で、記載の金額となっているものでございます。一番下の30年度の返納金については、不正受給したところからお金を返していただいているものでございます。

次の様式4でございます。不納欠損の状況でございます。こちらについては、90件で330万5,790円を記載のとおり不納欠損しているものでございます。

続きまして、金曜日にさらに追加で要求していただいたものでございますが、A4のものでございます。1ページ目に円グラフの書いているものでございます。こちら、表題が令和元年度決算審査特別委員会追加要求資料というところで、A4の縦のものでございます。

決算の共通様式の、まず7の、介護保険特別会計繰出金のところの追加というところで御説明、概略をさせていただきます。

一般会計から特別会計に繰り出すものでございますが、介護保険の先ほど説明した保険給付費の12.5%が介護保険法により定められておりました、保険料で50%、1号と2号で23%、27%、町が12.5%、道が12.5%、国が25%というところで、この12.5%が一般会計から繰り出しますよというルールになっております。この12.5%のほかに、介護保険の賦課徴収に係る職員の分の人件費であったり、国で行っている介護保険料の軽減の事業の補助金が、国と道のお金が一般会計に歳入されるので、それも含めて繰り出ししているというのがナンバー7の4億1,100万4,917円というものでございます。なお、

こちらの繰出金については、A4のこの1ページ目の下、4番、交付税算入されております。この四億一千百何がしに対して、結果でいうと⑤番の3億207万9,000円が交付税算入されているというものでございます。

続きまして、共通様式のナンバー9で、障害者の扶助費、自立支援医療介護の部分の扶助費の部分の御質問をされまして、まず、給付費のサービス事業所ごとの集計でございますが、こちら、ざっくり言うと、介護事業所ごとのデータというのは、介護保険も含めてなのですけれども、介護保険と障害も含めて同じ説明になりますけれども、3ページを御覧ください。3ページに図がついているのですが、右上が市町村が七飯町だとして、サービスを使った人というのが左上でございますが、こちらが、サービスを使うと、左下にサービス事業所があるのですけれども、そちらから国保連に請求がいった、その人たちのまとまった請求が七飯町に来るものですから、請求内容については国保連が押さえていると。ただし、利用者本位の請求でございますので、介護事業所が幾らというふうな請求ではございませんので、七飯町においては介護事業所ごとの積み上げた金額というのは今のところは存在しないというところで、今回、すぐは出せない。ただ、毎月毎月、国保連から請求が来る際、例えば私が介護サービスを使ったら、どここの事業所の何々を使ったというのがありますので、それをまめに捨てることによって、事業所ごとは出ますけれども、決算書どおりの訪問介護だったり、デイサービスだったり、特養であったり、ヘルパーであったりという分類ではなかなか集計はできないというところだけ御理解いただければなと思っております。

具体的な資料は、ページの次のほうに書いていますので、後ほど御参照いただければと思います。

なお、障害者の自立給付とかの部分については、人数は押さえていますので、5ページ、6ページ以降に、障害者の給付の細かく分けたところの人数、介護給付、訓練給付、あとは計画相談、高額、特例介護といったところの実人員等は載せております。障害児についても、障害児給付

費というところで、8ページとかに人数、実人員を載せてございますので、御参照いただければなと。

最後の9ページでございます。昼、机に上がっていたと思われませんが、こちら、自立支援医療の利用状況ということで、こちらも自立支援医療は、大きく療育医療と更生医療と二つに分かれておりまして、こちらの実人員を、療育医療、入院で1名であったり、更生医療がトータルで59名だったりという形で記載されておりますので、後で御参照いただければなと思います。

以上でございます。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

横田委員。

○横田委員 共通様式のナンバー3の民生委員児童委員費で、補正で91万9,000円を引いたということは、民生委員が定員に達していないので減額したという考え方でいいのかどうか。

それから、共通様式の15番の15の工事請負費の介護サービス提供基盤等整備工事1,815万5,500円というのがあるのですが、これは具体的にどこの工事なのか教えていただきたいと思ひます。

それから、共通様式の17番の健康センターの歳入のほうですけれども、歳入のP40から43というところの温泉泉源ポンプ電気料負担金271万2,000円、多分、社協さんと好日園さんの電気代だと思ひのですが、その内訳がわかつたら教えていただきたいと思ひます。

介護保険の特別会計の様式3の滞納繰越分で、30年の一番下、9款2の2の返納金を22条の不正利得による返納金、今回は141万円で、分納しているということで、これと、それから、予算書の介護保険の327の雑入の2の返納金、同じく法第22条の不正利得による返納金206万7,013円、これは同じものなのか、別の方なのか、これ、わかつたら教えていただきたいと思ひます。

それから、福祉課の追加の130万円以上の工事のナンバー1の3番目に介護予防拠点大沼婦人会館改修工事というのがあるのですが、上

の二つは金額が高いというせいもあるのですが、選考業者がBランクだったけれども、ここだけはCとBが入っているのですけれども、そういうふうには工事費の問題でこういうふうになったのか。

それから、次のページの130万円以上、その他の契約の状況の下から2番目の高齢者入浴助成事業、テルメななえの450万円、これで実際に利用の数が増えているのか減っているのか。たしか資料にあったと思ひのですが、ちょっと探せないで、後でページ数を教えてくれればそれで構いませんので。

以上です。

○長谷川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 まず、共通様式の3番、事業決算名、民生委員児童委員の91万9,000円の減額補正でございますが、委員のおっしゃるとおり、当初予算において七飯町の民生委員の定数満額を補正しております。その後、執行しているうちに、民生委員が欠員しているというところで、実際の数字に合わせて補正で減額しているというところでございます。

続きまして、共通様式の15番、社会福祉施設整備の具体的な施設でございます。今、資料を採りますので、ちょっとお待ちください。

まず、工事請負なのですが、工事請負については、先ほど、今委員から御質問いただいたBランクとかの文化センターの改修とコミュニティセンターの改修、大沼婦人会館の改修、こちらが工事請負費で1,815万5,500円。

19番の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらのほうについては、国のほうの補助ももらって、防災の発電機の改修をしている事業所が3件あります。あと、繰り越ししているのは、本町地区のグループホームでございます。

あとは、17の電気料、社協とななえ福祉会の内訳でございますが、ちょっと今、手元に集計していないので、それは後ほどということよろしかったでしょうか。

様式3の不正利得の部分で、様式3に出ているほうが1社であります。こちらは分納成約で滞繰になっていますが、もう1社、不正利得がござ

いまして、それは令和元年中に1社、65万7,013円、こちらのほうは請求したら一括で現年分、請求したらすぐ振り込んでいただいたので、206万7,000円のほうの繰入金、予算書の327ページの206万7,013円の内訳が、65万7,013円が滞納してなくて、分納していない、別の会社で、様式3に分納しているのが、分納成約している1社で141万円で、予算書の決算書のほうは2社でございます。

そして、追加資料のBランクがずっと並んでいて、一番下の470万円の部分が、大沼婦人会館がCとBが入っているというところでございますが、こちらは指名選考委員会のほうに確認したところ、この金額であればCとB、混在で問題なしということで御助言いただいたので、町内のCランクも入れさせていただいたというところがございます。

テルメななえの利用者数でございますが、テルメななえの令和元年の利用者数でございますが、2万6,487件、そして、平成30年度でございますが、参考までに、2万8,299件で、平成29年が3万129件ということで、今年、2月、3月がぐっと落ち込んでいて、減っているという状況ではございますが、これに2万6,487に現額、アップル温泉とか1人200円引きで高齢者が入っているの、仮に200円掛けても529万7,400円相当の方が利用しているということです、450万円であれば下回っているなというところがございます。

○長谷川委員長 横田委員。

○横田委員 この不正利得による2社というのは、二つとも高齢者ですか、それとも障害ですか。

○長谷川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 不正利得の2社ということですか。

○横田委員 はい。

○村山福祉課長 介護保険のプランのほうのという形で……。

○横田委員 この間、新聞に出たところの人だね。

○村山福祉課長 はい。介護保険料の、障害のほ

うは一般会計に入ると思いますので。

○横田委員 わかりました。

以上です。

○長谷川委員長 ほかに。

川上委員。

○川上委員 共通様式のナンバー8とナンバー11、補正予算額よりも不用額が多いのですけれども、ちょっとここの説明をお願いします。

○長谷川委員長 課長。

○村山福祉課長 8番、福祉介護管理車でございますが、こちら、5万円補正させていただいて、不用額が6万7,000円というところでございます。補正予算を上げさせていただいたときには、車検料の部分が足りなくて、修繕料が足りなくて補正させていただいたというところがございます。

そして、不用額については、主にこちら、燃料費の部分について、不用額が増えたというところなんです。なぜかという、こちらのバス、生きがいデイサービスの送迎に使っているバスでございます。こちら、2月から3月にかけて、コロナが発生した際、生きがいデイサービスを一齐に中止させていただいたので、1か月半ほどの需用費が、燃料費が使わなかったというところで、どちらにしても毎月大体燃料費が月一万五、六千円かかっていたところの、2か月近くお休みさせていただいたということで、それでも順調にコロナがなく1年間ずっと生きがいデイサービスをやっても不要額は3万円ぐらい発生したかと思いますが、燃料費の部分が大きく、2月、3月で支出しなかったところが上回る原因でございます。

続きまして、不用額のナンバー11、地域生活支援事業でございます。こちらも補正予算については、日常生活用具で12月に補正させていただき、3月でも一部事業が完了したということで、48万6,000円減額させていただいて、トータル298万7,000円の補正予算であったが、四百三十一万七千何がしの不用額が発生した理由でございますが、こちらについて、主な部分についてでございますが、委託料の障がい者の移動支援事業委託料及び日中一時支援事業委託料について

が、こちらでも年明け、利用者が減ったというところが大きいところでございます。

あとは扶助費についても、障がい者の日常生活支援の部分、当初見込んでいたところよりも200万円近く不用額が出たというところでございます。扶助費の日常生活給付については、見込みがちょっと甘かったというところはありますが、委託料については、日中一時支援とか、こちらの日中、障がい者、障がい児の方を預けて、親御さん、保護者の皆さんがちょっと活動するといったところで、委託料だったのですが、こちらでも1月過ぎからの自粛で、預かり等とかが伸びず、180万円ほどとか、そういう形で不用額を出ささせていただいてしまったというところでございますので、こちらについても、その部分を差し引いても、不要額がちょっと大きいので、今後、扶助費については特に3月補正までには何とかもう少し実数に近い形で補正させていただきたいと思っておりますので、今回は本当に大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○長谷川委員長 川上委員。

○川上委員 11番のほうはよくわかりました。

8番のほう、これ、車検代と言っていましたよね。12月に補正をかけているのですけれども、ほかの需用費の中から何とかやりくりして、流用か何かでこの5万円分出そうという考えは、このときになかったのですか。

○長谷川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 この事業予算については、需用費、役務費、公課費と三つの節しか持っておらず、役務費についてはほぼ車検、手数料等々、あとは保険料等々、定額のものでございますので、役務費についての不用額が890円というところで、そこは計算どおりの執行でございましたので、公課費についても、自動車重量税なので、その予算についても不用額500円というところでありましたので、こちらの事業予算の範囲内であれば、修繕のほうは、とりあえず12月に補正しておかなければ、まずは車検が上げられずというところで、ほかの事業予算というか、ほかの節からのやり繰りはできなかったというところでご

ざいます。他の事業予算からというところの考えもありますが、なかなか、12月の段階でありますので、それはできれば補正予算の範囲でまず対処して、もし仮に3月で足りなくなるのであれば、ほかの事業予算からというところで考えていたところ、1月、2月、2月からの自粛で事業ができなくて、ガソリン代が浮いたという形でございますので、御理解のほどよろしく願います。

○長谷川委員長 ほかにございますか。

畑中委員。

○畑中委員 実は私、資料要求して、先ほど、例えば共通様式のナンバー7、介護保険の繰出金、これについてもA4の資料をつくっていただきまして、これ、ちょっと確かめたいのですけれども、2枚ですか、綴り、このA4のあれは2枚なのですか。説明の中ではまだあったような……。

(発言する者あり) そんなにあるの。

○長谷川委員長 今、差し上げますから。

○畑中委員 それは後でいただくとして、これ、つくっていただきましてありがとうございます。

それで、次に出してほしかったあれには、扶助費の件について、やはり法人ごとに、共通様式のナンバー9なののですけれども、これは実は20番の扶助費の部分の自立支援医療費とか、あるいは介護給付費、あるいは障がい児通所給付費、これ、多額の予算なものですから、一応法人別に出してほしいと言ったけれども、町のほうではそういうシステムになっていないということで、出せないというような、私、答弁をいただいたと思うのですけれども、ただ、どうなのでしょうね、例えばこれから、今、第4次の介護の事業をやっていると思うのです。第5次の介護の計画を立てる場合に、こうした詳細をある程度つかんでいないと、なかなか次の計画を適切につくるというのか、難しいのではなからうかなと思うもので、この辺について、例えば次年度から何とかこういったものについて、私が要求したのは法人別、あるいはもうちょっと深く掘り下げて、そこで扱う人数だとか、そういったものをお願いしたと思うのですけれども、こういったものについては、次年度あたりはできないのでしょうか。

○長谷川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 畑中委員のほうから御質問あった内容ですけれども、実際問題、請求書自体は、内訳については、国保連から来るものについては、要は介護プランを立てた方の個人のデータがもとで来ると。その人たちがどういうサービスを使っているかという枝では、分析すれば、細かくやれば、ある程度按分をすればできると思うのですけれども、今回の決算の金額と、今回、分析させていただいて、ちょっと途中で国保連のデータが足りなくて、合わせられないというところで、今回はちょっと難しいところでございますが、細かく分析すれば、事業所、全国の事業所ごとのやつは把握はある程度は可能でございます。

また、計画を立てる際も、実際問題、この施設は定員何人で、そのうち七飯町の人は何人いるというのは、その時々調査の時点の、直接介護とかの施設に連絡して、七飯町、何人いますかという形では対応はしながら、計画の策定には至っているというところでございますので、今後、今、委員のほうにお渡しした2ページの4番目のデータ部分のところにはちょっと説明書きは書かせていただいているのですけれども、今、現状で、国保連からのデータでは、要は決算書の、例えばヘルパーさんの部分で、この事業所何人、この事業所、通所で、事業予算ごとで、さらにその事業所を分けるというのはちょっと不可能であるということは述べさせていただいたのですが、それを関係なく、全体の給付費として、扶助費の中でこの事業所は幾らぐらいだよというのは、ざっくりは把握は可能でございますので、今年度、さかのぼって、委員の言うような、統計上、できる範囲で、ちょっと事業所の単位で把握のほうに努める形では思っているところでございます。いかんせん、七飯町の保険者は七飯町だけではなく、全国でサービスを使われているので、本州のほうでも使われている方もいますし、道内、いろいろなところで使われている方がいるので、この事業所というのはかなりの数になるので、かなり煩雑になると思うのですけれども、できる限り収集には努めたいという気持ちでいるところでございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑。

中川委員。

○中川委員 ナンバー17の、ちょっと細いところなのですけれども、委託料でいろいろな環境整備だとか清掃料とか出ているのですけれども、業務委託料は業務なので、清掃にしてもその状況によって変動していくというのはわかるのですけれども、機械関係とか保守点検の委託料が何点かあるのですけれども、一般的に保守点検とかの委託料は、固定の金額ではないのかなと思うのですけれども、その辺について、固定ではないのかなと。

○長谷川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 業務委託の中の、例えば機械設備保守点検委託料とか、消防用設備保守点検委託料についての金額のところですので、中川委員、よろしかったのですよね。こちらについても、うちの消防用設備の委託であれば、庁舎内の、例えばこれ、アップル温泉に予算がついていますけれども、入札とか自体は七飯町の施設全体で総務課のほうに取りまとめて、一括で入札を行って、そのうち保健センターの分が幾らだよという形で振り分けられてやっているもので、いろいろなところの事業者の入札でやられているので、こういうところについては経費の削減にはなっているのかなと思っております。

機械設備の保守点検については、うちはアップル温泉、大きいボイラー等々ございまして、そちらについては、そちらが壊れるとお客さんが入園をちょっとストップせざるを得ない状況とかございますので、こちらについてもいろいろなところから見積もりをもらいながら、経費は削減させていただきながらやっていますので、毎年いろいろと経費削減するのに、見積もり合わせとか、金額は小さいけれども、見積もりをもらいながら、あとは庁舎内一括で入札させていただきながらという形で保守点検させていただいているというのが現状でございます。あとはいろいろと分煙カウンター保守点検とかも、いろいろとそういうところについて、ほかの委託の部分についてもいろいろと経費を削減するように今後も努めさせていただ

きますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○長谷川委員長 中川委員。

○中川委員 消防だとか、そういうので設備の関係でいけば一括で取り扱っているということなのですけれども、今のボイラーだとかいろいろなお話ありましたけれども、経費削減されているという説明だったのですけれども、去年よりも、例えばボイラー保守点検だと、去年よりも5,800円くらい上がっていたり、昨年と比べると、わずかなのですけれども、ほとんどが上がっているのですよね。減ってなくて上がっていて、それで、何となく保守点検は大体月何千円という固定費でいくのかなというふうに思っていたので、というのと、もう一つ、分煙カウンター保守点検委託料というのは4万5,780円とあるのですけれども、これ、予算でいけば7万2,000円になっているのですけれども、前の実績、決算では4万5,360円、四万五、六千円、5万円いかないくらいなのですけれども、何で今回の予算は7万2,000円になったのかなと。

○長谷川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 昨年度の決算額、保守点検等々の、まず金額が上がった理由なのですが、消費税が上がって、今年度は、前回は8%で、8%のときに全部保守点検させていただいているので、消費税増税前にやらせていただいているというのが増減の大きなもので、今年度は10%になりますので、決算額が上がっているというところでございます。

あと、分煙カウンターについてなのですが、こちら、当初、予算7万1,000円で見えていたのですが、事前に予算をとるときに見積もりをもらうのですけれども、保守点検のほかにフィルター交換等々も全部含めて予算を計上させていただいたところでございますが、今回お願いしたところの別の業者とか、聞いたところ、見てもらったところ、そこはまだ大丈夫ではないかというところで、消耗品系の交換するものを、今回はやらなかった。そして定期的保守点検の四万何がしでやらせていただいたというところでございます。実際、今、分煙カウンターの部分についても、なか

なかたばこの喫煙者が少なくなっているというところで、フィルター等々もそこまで寿命が短くないという業者の判断でそうなったというところでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに。

副委員長、何かございますか。

副委員長。

○田村副委員長 追加資料の1ページの契約金額130万円以上、この部分で、先ほどもちょっと触れられていたのですけれども、介護予防の拠点の七飯町文化センター、それからコミュニティセンター、婦人会館、これ、どこを直したのか。

そして、条項では167の5ということで、指名競争入札の部分で、5番目、どんな理由で5号を使ったのか、それをちょっと聞きたいということと、それから、それぞれ2社なのだけれども、2社でいいのかどうか、その部分もあわせてお願いいたします。

○長谷川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 まず、七飯町文化センターの改修についてでございますが、まず、介護予防拠点というところで、1階のスターホール、小ホールのほうでございますが、そちらを介護予防の拠点と認定を道にさせていただきまして、北海道に申請して、1階部分のトイレの和式から洋式化で、その部分について、ウォシュレットとか、和式から洋式になるので、扉を開けるときに、洋式だと、どちらかという内側に押して開くことができないので、外側に開くようなパーティションというのですか、洋室、大きい方をするほうの扉を内開きから外開きに変えたり、あとは手すりをつけたりという形で、文化センターは1階のトイレの男女の和を洋式化にさせていただいたというところでございます。

次の大川コミュニティセンターの改修工事でございますが、こちらの駐車場から玄関に上がるスロープがございまして、もともとスロープがあったのですが、そのスロープの面がひび割れたり、コンクリート製でがたがたしているという、その面をゴムチップタイルに張り替え工事をし

たのと、あとはコミュニティセンターの厨房でございますが、こちら、廊下から厨房が10センチほど下に下がっている、バリアフリーではない、フラットではない状況でございましたので、床の底上げをしたのと同時に、床についていた厨房機器、シンクとか、全てかさ上げするという形の工事をさせていただいているところでございます。

大沼婦人会館の改修については、コミュニティセンターと同じく、外からのアプローチのスロープが、そこももともとスロープがあったのですが、経年劣化でひび割れ等していたので、こちら冬、特にあの辺、スロープが氷になって滑りやすいという苦情も入っていましたので、ゴムチップ化して、踏んだらすぐ割れるような形のゴムチップの改修をしたのと、大沼のほうもトイレのほうを男女の和式を洋式化、それにウォシュレットとか手すりとか、また、部屋、大をすることの仕切り等の変更をしたものでございます。

そして、今、契約条項の運用方針、ちょっと今、手元がないので、167条の5の部分の、ちょっと今、詳しい説明ができないので、そちらのほう、後で飛ばさせていただいて、指名選考業者、2社ずつでよかったのかという質問でございますが、こちらについても、町内のランク、BランクもしくはCランクの業者を、まず地元発注ということで選考させていただくということで、地区割りがある程度しながら、金額も見ながら、BとCを入れながらという形で指名選考委員等々に相談しつつ、この2社ずつの指名で大丈夫だということで、選考を3か所とも2社にしていると。町内の、金額はこういう形で、BランクとCランクと入れながら指名をさせていただいたところでございます。契約条項の167の5がちょっと今、手元がないので、その部分、どこを使ったと言われると、ちょっと今、正確な答えが出ないので、そこだけ、暫時休憩をもらってちょっと調べさせてもらってもよろしいでしょうか。

○長谷川委員長 暫時休憩させてください。

午後 3時05分 休憩

午後 3時17分 再開

○長谷川委員長 再開いたします。

福祉課長の答弁から入ります。

福祉課長。

○村山福祉課長 貴重な時間を費やしてしまい、大変申しわけございませんでした。

167条の関係の件でございますが、167条の5の条項でございますが、普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、この前条に定めるもののほかというのは、一般競争入札の参加資格でございますが、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ工種の種別及び金額に応じ、工事、製造、または販売、実績、従業員の数、資本、その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めるものというところの条項で実施しております。指名競争入札でございますので、そういったところの部分で、今回、167の5の条項を使って入札させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 副委員長、よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉課に対する審査を終了します。

福祉課長、御苦労さまでした。

次に、子育て健康支援課の審査を行います。

子育て健康支援課長、御苦労さまです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき、簡素に説明をお願いいたします。

課長。

○岩上子育て健康支援課長 子育て健康支援課所管分の令和元年度一般会計歳入歳出の決算の状況について御説明をいたします。

資料、共通様式を御覧いただきたいと思いません。

ナンバー1、事業名、児童福祉総務費は、当初予算額5,598万9,000円、補正予算予算額2,559万3,000円、予算現額8,158万2,000円に対し、支出済額は7,966万4,058円、不用額191万7,942円で、執行率は97.6%でございます。この事業は、児童福祉業務を円滑に行うためのもので、補正の主な

もの、歳入の状況及び支出状況は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー2、事業名、放課後児童対策費で、当初予算額8,466万7,000円、補正予算額マイナス914万6,000円、予算現額7,552万1,000円に対し、支出済額は7,135万1,378円、不用額416万9,622円で、執行率は94.5%になります。事業目的は、学童保育クラブの運営を円滑に行うためのもので、支出状況は記載のとおりでございます。

次のページになります。

ナンバー3、事業名、本町子育て支援センター運営費で、当初予算額194万8,000円、補正予算額マイナス2万6,000円、予算現額192万2,000円に対し、支出済額は180万3,804円、不用額11万8,196円で、執行率は93.9%になります。事業目的は、本町子育て支援センターの運営を行うもので、支出状況は記載のとおりでございます。

ナンバー4、事業名、大中山子育て支援センター運営費で、当初予算額115万8,000円、補正予算額40万7,000円、予算現額156万5,000円に対し、支出済額は152万8,771円、不用額3万6,229円で、執行率は97.7%になります。事業目的は、大中山子育て支援センターの運営を行うもので、支出状況は記載のとおりでございます。

次のページになります。

ナンバー5、事業名、大中山複合施設整備事業費は、当初予算額1,834万2,000円、補正予算額マイナス235万8,000円、前年度繰越額2,113万5,000円、予算現額3,711万9,000円に対し、支出済額は3,700万5,000円、不用額11万4,000円で、執行率は99.7%になります。事業目的は、大中山複合施設の整備を行うため、旧大中山公民館解体工事、大中山複合施設の前年度繰越工事費として執行されたものでございます。

ナンバー6、事業名、大中山保育所運営費で、当初予算額5,358万4,000円、補正予算額マイナス68万円、予算現額5,290万4,00

0円に対し、支出済額は5,036万3,818円、不用額254万182円で、執行率は95.2%になります。事業目的は、大中山保育所の運営を行うもので、支出状況は記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー7、事業名、子ども・子育て支援給付事業費でございます。当初予算額7億7,551万3,000円、補正予算額マイナス4,889万6,000円、予算現額7億2,661万7,000円に対し、支出済額は6億9,842万9,354円、不用額2,818万7,646円で、執行率は96.1%になります。事業目的は、私立保育所、幼稚園及び認定こども園、小規模保育事業の運営を委託するもので、支出状況は記載のとおりとなっております。

ナンバー8になります。事業名、青少年育成対策費で、当初予算額は109万2,000円、補正予算額マイナス19万4,000円、予算現額89万8,000円に対し、支出済額は67万6,415円、不用額は22万1,585円で、執行率は75.3%になります。事業目的は、青少年の健全育成を図るためのもので、支出状況は記載のとおりとなります。

民生費については以上でございます。

続きまして、衛生費に入ります。

ナンバー9、事業名、保健衛生総務費は、当初予算額1,074万9,000円、補正予算額マイナス36万4,000円、予算現額1,038万5,000円に対し、支出済額は1,035万2,548円、不用額3万2,452円で、執行率は99.7%になります。事業目的は、保健衛生事業を行うもので、支出状況は記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー10、事業名、保健指導車管理費は、当初予算額58万円、補正予算額3万5,000円、予算現額61万5,000円に対し、支出済額は58万8,067円、不用額2万6,933円で、執行率は95.6%となります。事業目的は、保健指導車4台分の運行経費で、支出状況は記載のとおりとなります。

ナンバー11、事業名、疾病予防等保健対策費は、当初予算額6,235万円、補正予算額363万1,000円、予算現額6,598万1,000円に対し、支出済額は6,077万770円、不用額521万230円で、執行率は92.1%となります。事業目的は、防疫、健診及び疾病予防等を行うもので、支出状況は記載のとおりとなります。

次のページになります。

ナンバー12、事業名、母子保健対策費は、当初予算額2,158万2,000円、補正予算額マイナス227万円、予算現額1,931万2,000円に対し、支出済額は1,692万4,484円、不用額238万7,516円で、執行率は87.6%となります。事業目的は、乳児健診などの母子保健対策を行うもので、支出状況は記載のとおりとなります。

ナンバー13、事業名、成人保健対策費は、当初予算額2,499万2,000円、補正予算額219万円、予算現額2,628万2,000円に対し、支出済額は2,526万6,645円、不用額は101万5,355円で、執行率は96.1%となります。事業目的は、各種健診などの健康増進を行うもので、支出状況は記載のとおりとなります。

次のページになります。

ナンバー14、事業名、保健センター管理費は、当初予算額481万4,000円、補正予算額10万8,000円、予算現額492万2,000円に対し、支出済額は477万4,314円、不用額14万7,686円で、執行率は97.0%でございます。事業目的は、保健センターの維持管理に関する経費で、支出状況は記載のとおりとなります。

共通様式については以上でございます。

続きまして、様式3、令和元年度収入未済額の状態について御説明をいたします。

現年度分といたしましては、学童保育料が7件で3万8,500円、学童保育延長保育料が3件で600円、保育料副食費が12件で5万4,000円、合計9万3,100円が収入未済となっております。

また、滞納繰越分ですが、28年度の保育所特別保育料が2件で2,100円、30年度学童保育料が5件で3万1,500円、学童保育延長保育料が4件で3,200円の収入未済となっております。今後も解消に向けて対処してまいります。

次に、追加資料について御説明をいたします。

工事または製造の請負契約、130万円以上の状況でございますが、これにつきましては、大中山複合施設新築に係る各種工事でございます。契約業者及び金額等は記載のとおりでございます。

次のページになります。

その他の契約、130万円以上の状況でございます。

ナンバー1の1件目、病児保育事業委託は、はるこどもクリニックと契約をしております。

2件目、3件目は、体調不良児対応型病児保育事業委託料で、社会福祉法人聖樹の杜、これについては七飯ほんちょう保育園、株式会社八晃建設、これについては認定こども園どんぐりとそれぞれ契約をしております。

4件目は、障がい児保育事業委託料で、社会福祉法人ななえ福祉会と契約をしております。

次のページになります。

ナンバー2の1件目は、一般型一時預かり事業及び幼稚園型一時預かり事業委託料で、株式会社八晃建設と契約をしております。

2件目、3件目につきましては、記載のとおりでございます。

ページが変わりまして、ナンバー3の1件目からナンバー8まで、ページがかなり飛びますが、保育所運営委託料、施設型給付費委託料及び地域型保育給付費委託料でございます。契約業者についてはそれぞれ記載のとおりでございます。

ナンバー9につきましては、第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務及び子ども・子育て支援システム改修業務でございます。契約業者、金額については記載のとおりでございます。

ナンバー10の1件目から3件目までは予防接種、4件目からナンバー11の3件目まで、これについては、各種健診委託業務になります。それ

ぞれ各医療機関と契約をしている状況でございます。なお、複数にわたる契約者及び単価契約等については、資料1と2を参考添付してございますので、御確認をお願いいたします。

ナンバー1の4件目は妊婦健診。

ナンバー1の2の1件目については風疹抗体検査及び風疹第5期の定期接種に係る委託。

2件目の保健センターの清掃業務委託料については、3年間の長期継続契約で、平成29年度から31年度までの契約となっております。

3件目の休日当番医の委託料で、町内16医療機関と契約を行っております。

続きまして、町単独補助金の状況ですが、ナンバー1の1件目と2件目が、学童保育交通費補助金、3件目と4件目が学童保育クラブ保育料減免補助金でございます。

また、ナンバー2の1件目からナンバー3の7件目までがロタウイルス予防接種費用助成金。

8件目と9件目が予防接種償還払い。

ナンバー4の1件目と2件目が、妊婦健診立て替え分の補助金。

3件目が、がん健診推進事業立て替え分の補助金でございます。

さらに、本日配付させていただきました追加の資料について御説明をいたします。A3で、左、1か所、ホチキスでとめているものがその資料でございます。タイトルが、令和元年度病児保育事業委託料の内訳という一覧でございます。これについては、施設名、そして各月ごとの利用人数、委託料、それぞれ記載をさせていただいております。

次のページになります。

特別保育の利用状況の一覧でございます。これについては、一時保育の利用実績、そして延長保育の利用、障害児の受け入れ実績ということで記載をさせていただいております。

続きまして、3枚目の資料になります。

これにつきましては、令和元年度認可保育所入所児童数保育委託料の状況ということで、各施設の入所状況と、それぞれの委託料について記載をさせていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 二、三、ちょっとお伺いします。

まず、ナンバー2の学童保育クラブの件なのですけれども、現在、学童保育クラブに関しては、待機児童は発生していないのかどうか、これについてちょっとお伺いします。

2点目は、ナンバー8のいじめ問題等の委員報酬がゼロ円ということで予算計上され、不用額が7万9,000円ということで、ちょっとこれ、理解ができなかったもので、この点について説明をお願いしたいなど。

それから、ナンバー9ですけれども、道南ドクターヘリの運航、経費負担が250万円を超えるわけですけれども、導入後、利用の実績がどうだったのか、特に令和元年はどうだったのか、その辺についてちょっとお伺いします。

以上3点、お願いします。

○長谷川委員長 課長。

○岩上子育て健康支援課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、1点目の、資料ナンバー2、学童保育クラブの待機の状況でございますけれども、令和元年度に関しましては、待機児童数はゼロということで確認をしております。これについては、町内公営の学童保育、そして民設民営の、民間の学童クラブもある中で、その全体枠の中として、待機の状況はないということでございます。ただ、どうしても特定の場所に行きたいというふうに申請をされている方の、確かに待ちのような状況は否定はできませんけれども、全体としては待機はないというふうな現状でございます。

続きまして、資料のナンバー8、青少年問題、いじめ問題等委員の報酬についてでございますけれども、これは例年、年度末、3月に、1年の総括の意味合いで、この委員会を開催して、話し合いをするという場でございます。今回、2月、3月のコロナの影響で、そういう会議の自粛ということでございましたので、書面会議なるもので一

応内部の状況等説明させていただいて、委員の皆さんにはお集まりいただくことのないような対処をしてまいりましたので、これについては不用額が発生してございます。

また、ナンバー9につきましては、ドクターヘリの運航経費251万2,000円が、令和元年度、かかったわけですけれども、平成30年度の実績としましては31件の実績がございました。それに対して、令和元年度の実績については41件という実績の中で、この負担金を支払っている状況でございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 最初の待機児童の件なのですけれども、民間も含めてないということよろしいでしょうか。それが2点目に一つお伺いします。

それと、いじめの実態、コロナ問題が発生したということで、活動が中止みたいな形になったのかどうか、これについてはどうなのか、その辺についてもう少し判断の理由を説明していただきたいなど。

それから、最後のドクターヘリですけれども、これは全体の利用件数ということでなくて、全体の利用件数の中で、七飯町としての利用がどういう状況だったのかということで、ちょっとお伺いしたいなということです。

以上3点、お願いします。

○長谷川委員長 課長。

○岩上子育て健康支援課長 学童クラブの待機の状況でございますけれども、これについては、民間学童施設も含めて、その中で、総体の器というものが必然的に決まりますので、その中で待機の状況はないと、空きがあるよということでございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

また、青少年の健全育成の部分でございますけれども、これにつきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、この委員会については例年3月に行っている状況でございますので、これについては会議自粛ということでございました。また、2月、3月にかけての現場回りの指導員につきましても、完全に警備、子供たちの様子を見守るとい

う警備の内容を自粛したという内容でございますので、その分、停止した分の不用額が発生しているということでございます。

また、ドクターヘリにつきましては、先ほどお答えした内容が七飯町分の出動件数ということでございましたので、ちょっと今、全体の件数を調べます。平成30年度につきましては31件ということでございました。全体の管内の渡島、檜山含めた出動件数でございますけれども、450回出動してございます。そのうちの七飯町分としては31回が実績でございます。令和元年度につきましては、同じくこの管内で412件の出動がございました。そのうちの41件ということでございます。

また、この支払いの考え方でございますけれども、均等割、そして利用割ということの積算でこの負担金が積算されているわけでございますので、これについては、出動件数が多いと、おのずと増えていくという部分もございまして、基本ベース、基礎部分の経費というものに上乘せられて積算されている状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 よくわかったのですけれども、いじめの件に関しては、令和元年については、途中からそういうことで活動中止をしているわけですけれども、令和2年、学校が始まりまして、子供たちもコロナ関係でストレスもたまって学校に通学というような形で、今後、これは改めて委員の活動は検討し、必要になれば再開するということがよろしいのでしょうか。

○長谷川委員長 課長。

○岩上子育て健康支援課長 今現在、委員の方のほうからも、そろそろちょっと現場のほう、回って歩きたいのだけれども、どうしたらいいものかということで、私たちも感染予防対策を徹底した上でやっていただくと、コロナの期間でもそういうやっぱり子供たちの精神状態だとか、そういうことも踏まえると、この必要性というものは当然あると思えますので、これについては徐々に解除して、行動、活動してまいりたいというふうにご覧でございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 ほかにございますか。

中川委員。

○中川委員 ナンバー2の待機児童の件で、今、答弁ありましたけれども、私、何年か前に一般質問、待機児童関係とかしていたことがあるのですけれども、要は町として把握しておく基準みたいなものは、大沼も入れての待機児童数を把握するという形でたしかやっていたと思うのですよ。そのときも、たしか一般質問だったと思うのですけれども、そのときも話になったのですけれども、それはそれで町の発表としてはそういう基準ですからいいのですけれども、各地域ごとの実際の待機児童も把握しなければならないのではないですかという話をしたときに、それは必要ですねという形で言っていたと思うのですけれども、例えば七飯本町に住んでいて、函館市で仕事をする人が、朝、大沼に預けて、そこから函館に勤務に行くという現状と、もしくは大中山、大川地区に住んでいる人が、朝、大沼に預けて函館市に行くという現状を考えたときに、例えば大中山地域に何件あって、どれくらい大中山地域に入りたい方、本町地区だとか、ある程度地区ごとで把握していないと、実際の待機児童というのが、町の発表ではゼロ、ゼロと言っている、実際にお母さんたちの中では、入れないという方も出ていますので、そこは基準はわかるのですけれども、基準としてはこうですけれどもというものをちょっと考えて把握していかないと、実際に全体ではゼロだから、待機児童はゼロのまちだというふうにやっていけば、本当に現状、困っている方々には何も進まないというのもありますので、その辺についてというのと、ナンバー8の青少年問題、いじめ問題というので、先ほど例年3月に開催しているので、コロナの関係で開催できなかったというのは、それはしようがないといえますかあれですけれども、そもそも青少年問題だとかいじめ問題の会議が3月1回だけなのは何でなのかなと。要は年度が終わったときに開いて、例えば、こういうことをやったほうがいいねとかというのを年度末にやるものなのか、それとも、年度当初なのか中間なのか、今の現状、こういうふうになっている

からとか、情報収集した上でいろいろな取り組みをしていくべきではないのかなと思うのですけれども、その辺、どうなのですか。

○長谷川委員長 課長。

○岩上子育て健康支援課長 まず、ナンバー2の待機の児童の関係でございますけれども、先ほど学童保育クラブということでお答えしてまいりました。中川委員のおっしゃっているのは、それも含めて、保育所の利用者の待機ということも網羅されての内容だとは思っているのですけれども、これについては、確かにエリアごとに考えなければならぬというのは十分私たちも承知しております。ただ、実際、その地域によって、空きがある場所、やっぱり利用者のニーズ、人気がある場所というのは、確かに当然それだけの希望者があふれてくるわけなのですけれども、限られた現状の器の中で、最大限の定員を確保して、今、事業展開している状況でございます。これについては七飯だけではなく、近郊の函館、北斗の施設にも協力を求めながら、函館市内に通うお母さん方が通過点で入れる場所、そういうところも調整をさせていただいて、なるべくなら待機が出ないような状況をということで進めておりますけれども、なかなか委員おっしゃるとおり、全てが解消されている現状ではないものですから、これについては、また再度、継続的な課題としてとらえていきたいというふうに考えております。

また、ナンバー8の青少年の委員会の開催時期でございますけれども、従来までは年度末の反省、そして次年度以降の活動の計画ということで、皆さんで議論してまいりましたけれども、これについては3月にやらなければならないというものではございますので、この開催時期については、今後、いろいろまた検討課題として対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川委員長 中川委員。

○中川委員 済みません、私も今言われて、ちょっと混ざってしまったのですけれども、学童保育もそうだったのですけれども、メインは保育所のほうを聞いたかったのですけれども、同僚委員の答弁でそれを全部一緒くたにしてしまっ

たのですけれども、多分、質疑が変になると思うので、改めて保育園の待機児童を聞いたほうがいいと思うので、改めて保育園の待機児童の現状を教えてくださいなと。

○長谷川委員長 課長。

○岩上子育て健康支援課長 御質問の保育所の待機児童数でございます。これについては、七飯町全体のエリアで考えた場合には、待機児童数の判断の基準というものが、どこかに空きがあれば、そこは待機にはならないという前提で今お話をさせていただきましても、これについては、確かに空きのある施設はございます。そういうことで、待機はないということでございますけれども、大中山だとか本町だとか、やっぱり利便性のいい場所で、多くの住民が住まわれているエリアについては、それだけやっぱり人気が高いという部分もございますので、確かにそこに入りたくて待っていらっしゃる申請者の方もいらっしゃいます。これについては、段階的に、七飯町内の限られた器ではございますけれども、先ほどの広域的な部分も見当、視野に入れて対処してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかに。

川村委員。

○川村委員 病児保育の委託内訳の、こっこの資料のほうで何点か。

まず、施設二つ、ほんちょう保育園とどんぐりさんでやっている病児保育の内容をちょっとまず教えてほしいのがまず1点と、基礎委託料、本町保育とどんぐりさん、447万2,000円で、はるっこさんは加算分を入れて六百九十何がしになっているのですけれども、例えばこれ、極端にはるっこさんで199人以内だったら、246万9,000円、余りにも基礎分の、片や250万円、片や450万円で、この違いが何なのか教えてください。

あと、これには、例えば保育士さんの給料というのですか、人件費が入っているものなのか、ちょっとその辺の内訳、多分、定まったものが、基準が何かあるのだと思うのですけれども、

ちょっとその辺も説明してください。

○長谷川委員長 課長。

○岩上子育て健康支援課長 これにつきまして、まず、病児保育所はるっこ、これについては、はるこどもクリニックのほうで受け入れをいただいております。これについては、本当に風邪をひいて熱を出したとか、そこで、病院なものですから、先生、看護師さんの医療体制も整っているということで、これについては本当に純粋な病児保育事業の受け入れ施設として、この委託料で行っている現状です。

また、その他、ほんちょう保育園と認定こども園どんぐりににつきましては、これについては、その事業を委託するという時点で、国の基礎分ということで、447万2,000円がかかってくるわけです。これが1人だろうが100人だろうが200人だろうが、これを委託として受け皿として備えるということであれば、この金額がかかってくるということでございます。この中身はほぼほぼ人件費ということございまして、体制的には看護師さんの資格を持たれている保育士さんということで人材を確保して、常時常駐しているということでございますので、体調不良者が発生してからその人を呼ぶということではなくて、日常的に張りついている状況でございますので、それだけ人件費がかかってしまうということでございます。

また、はるっこの203人に対して、今回、この委託料でございますけれども、加算分、200人以上、400人未満ということで、はみ出し部分にはこれだけの相当の金額が加わるということでございますけれども、これについては国からの交付金に基づいて対処されているという、国の基準に基づいて算出されているということでございますので、御理解いただければと思います。

○長谷川委員長 川村委員。

○川村委員 多分、国の基準で決まっていると思うのですけれども、余りにも人数に差がありますよね、正直なところ。例えばほんちょう保育園で16人で450万円で、はるっこさんで203人も来て、200人を超えて加算分が来ているからあれなのですけれども、もともとの基礎分に差が

あるというのが何なのかなと思って。例えばはるっこさんと別に何かそれに関する補助金なり何か入っているならいいのだけれども、何かこの差がわからないのだよね。その辺、お互い、多分、国の補助金が入っているのはわかるのですけれども、この差は何なのかなと。

○長谷川委員長 課長。

○岩上子育て健康支援課長 これについては、はるっこにつきましては、病児保育ということで、完全なる熱や風邪、インフルエンザ等、そういう症状の方が受け入れられる医療機関保育施設と。これについては、特定の保育施設の子供だけではなくて、例えば七飯町内全体の中で、たまたま七飯ほんちょう保育園、どんぐりというのは、ここに入所している子供をそのまま体調不良児として扱うという施設でございます。それ以外に、例えば大沼保育所だとか藤城保育園だとか、そういうところで体調不良になって、どうしても預けなければならぬ、病児保育の中で、そういうときにははるっこの先生のところで受け皿として利用していただく形になっておりますので、確かに基礎部分がほんちょうとどんぐりの四百何万円に比べて基礎部分が低いという部分があるのですけれども、これについては、病児保育事業と体調不良型の受け皿の違いということで、病児保育のほうは、医療機関の体制の中で受け入れてくださると。ほんちょう保育園とどんぐりについては、その子供たちを保育士の資格では見られないものですから、やっぱり看護師という資格の方、有資格者を確保しなければならないということで、その基礎部分があらかじめ違うのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○長谷川委員長 ほかに。

畑中委員。

○畑中委員 きのう、共通様式のナンバー1の委託料の部分について資料を要求したら、いろいろつくってくださったと思うのです。その中で、ちょっとわからないのがあるのでお尋ねしたいなと思っています。

例えば、ナンバー1のことを言っているのですけれども、委託料、病児保育事業の1,584万

8,000円というのは、例えばこの資料でいきますと、どの金額に、例えばはるクリニックさんと社会福祉法人聖樹の杜、447万2,000円、八晃建設も447万2,000円、これを合計したものがこれになるものかどうか、それがまず一つ。

それから、障害児保育というのは、一番下の社会福祉法人ななえ福祉会、177万8,000円、それと、どこの部分の指すのかなと思うのですけれども、障害児の、例えばナンバー1の資料では318万7,160円という金額になっているのですけれども、まずそれがちょっとどれなのかわからないということですね。

それから、一時預かり事業、これについては、この資料のナンバー幾つなものか。

それからもう一つは、よく聞かれるのですけれども、企業内保育というのがあるのですけれども、例えばこれ、七飯町の場合は何か所ぐらいあるのか。そして、その企業内の国の基準というのか、例えばその企業内の従業員の預ける子供さんが半分は出なければならないだとか、そういうルールがあるのかどうか、その辺についてもお尋ねします。

以上です。

○長谷川委員長 課長。

○岩上子育て健康支援課長 まず、1点目の病児保育の一覧と共通様式の見方、ちょっと私のほうでも表示の仕方がちょっとはつきりよくわからなくて、見づらい部分もあったかと思っておりますけれども、まず一覧の内訳のほうを御覧いただきたいと思っております。何月から何月までと計がありまして、その隣、委託料、年額ということで、合計1,584万8,000円と記載されております。これについては、ナンバー1のちょうど中間ぐらいに病児保育事業ということで、この金額と合致しているということで御確認をいただければと思います。

また、病児保育事業につきましての318万7,160円、これにつきましては、2枚目の一覧の特別保育利用の状況という一覧の一番下の真ん中あたりに令和元年度の委託料318万7,160円、この数字と合致するというので御確認

をいただければと思います。

また、一時預かり事業の2,489万940円ですが、これについても、ちょっと見づらいと思います。この一覧の上の段と真ん中の段、これが保育所型と幼稚園型ということで、ちょっと二区分に分かれておりますけれども、上の部分の委託料の合計838万6,400円と、真ん中の部分の委託料の合計1,650万4,540円、これを足すことによって2,489万940円という委託料となりますので、これについては御理解をお願いしたいと思います。

また、企業内保育の事業所としましては、町内、七飯町では1か所、御協力をいただいて、事業展開をしていただいております。この施設の内容につきましては、企業の独自の手法の中で、グループ内での従業員の方のお子さんを面倒を見ると。この枠も、半分が企業枠、残りの半分は地域枠、地元の周辺の方が活用できるということもございまして、それは利用状況に応じて割合は変動できるということで確認しておりますので、これについては、施設と町のほうの情報を共有しながら、入所については対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○長谷川委員長 畑中委員。

○畑中委員 今、企業内保育のことについてお話いただいたのですが、ルールというのが企業の子供さんが半分なら半分、地域がそれ以下というのかな、とにかく企業の子供さんが半分いなければならぬというようなルールみたいなものがあるみたいですが、七飯町の実態というのはどうなのですか。押さえていないのですか。

○長谷川委員長 課長。

○岩上子育て健康支援課長 今の現状の企業内保育の割合については、今の段階ではちょっと押さえてはいないのですけれども、大体半々ぐらいの割合で、とりあえずは今、進められているのでないかなというふうに思っております。これにつきましては、企業内保育ですので、もちろんグループ内優先という部分で、半分以上占めるのはそういう目的でつくられている保育園でございま

すけれども、空きがあるようであれば地域枠として増やしてもいただけるという現状でございますので、そこは情報共有しながら、そちらのほうに利用者を御紹介したりだとか、そういうことを今現在取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 畑中委員。

○畑中委員 それでは、企業内保育のほうに、例えば資料のどこの部分の金額が出ているのですか、これ。

○長谷川委員長 課長。

○岩上子育て健康支援課長 企業内保育につきましては、認可外保育になりますので、こちらのほうについては町の子算の中のやり繰りとして経費として委託料を支払っているものはございませんので、これについては、認可外保育と国との申請の中で利用者の負担、そして委託料、国からのという部分で、実態としてはそのような流れで動いておりますので、御理解いただければと思います。

○長谷川委員長 畑中委員。

○畑中委員 そういう細かいことについても、やはり担当課である程度把握していないというのは、やっぱりちょっと問題だなと思うのですよ。やっぱりきちっとそれぞれの施設の状態というのを把握しているのがやっぱり担当課ではないのかなと私は思うのですよ。ですから、今後、そういったものをきちっと押さえておくようお願いいたします。答弁いいから。

○長谷川委員長 よろしいのですか。

○畑中委員 ええ。

○長谷川委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 副委員長のほうから何かございますか。

○田村副委員長 1点だけ。

○長谷川委員長 副委員長。

○田村副委員長 部長にちょっと確認したいのですが、まず、福祉課の130万円以上の一覧表と、それから、今説明あった子育て健康支援課のナンバー1、これはそれぞれ子育てのほうはBまたはCということで、1,598万4,000

円の契約金額でもBまたはCで実施している。それから、291万6,000円については7業者が参加しているというようなことと、それから、福祉課のほうは、これは800万円でB、B、それから、500万円でもB、B、それから、473万円でもC、Bというようなことで、いずれも2社ということになっているということで、これはやっぱり入札というのか、発注時の業者の選定と、部内で調整できないのかどうか。各課に任せるといってもわからないわけではないのですが、ここら辺をどういうふうに理解しているか、ちょっとわからないものですから、統一できるのかできないのか、そこら辺、ちょっと考え方を教えていただきたいと思います。

○長谷川委員長 部長。

○杉原民生部長 この工事請負関係につきましては、七飯町のほうでは建築サイドのほうで、技術系のほうでこの辺は、庁舎内の工事関係については常に連携して、相談した上で、予算がついている担当課で発注というふうな形になっているものですから、その分については、部内というか、役場庁舎内で統一していけるものというふうに考えております。今回のAランクとかBまたはCとかというふうに、選考業者名につきましても、当然、うちでいくと工事関係の入札の担当課、入札の指名願を受けている担当部署と協議した上での執行でございましたので、その辺は再度精査していきたいと思いますが、経済部になりますけれども、経済部と今後も詰めていって、ばらばらな関係にはならないように気をつけていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○長谷川委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 質疑を終わります。

以上で、子育て健康支援課に対する審査を終了します。

子育て健康支援課長、大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 4時09分 休憩

午後 4時16分 再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、環境生活課の審査を行います。

環境生活課長、御苦労さまでございます。

それでは、決算書及び提出資料に基づき、説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○磯場環境生活課長 それでは、御説明申し上げます。

ナンバー1、事業決算名は環境衛生費です。予算現額は44万9,000円、支出済額が40万735円、不用額が4万8,265円で、執行率89.3%となっております。事業の目的は、畜犬取り締まり及び狂犬病予防、その他環境衛生業務を円滑に行うための事業です。主な支出は記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー2、事業名は環境衛生車管理費です。当初予算28万5,000円、支出済額が24万9,257円、不用額が3万5,743円で、執行率87.5%となっております。事業の目的は、衛生業務を行う公用車の管理費で、事業内容は記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー3、事業決算名は有害鳥獣対策費です。当初予算621万円、補正でマイナス106万4,000円、予算現額は514万6,000円、支出済額が501万3,239円、不用額が13万2,761円で、執行率97.4%です。事業の目的は、有害鳥獣対策を円滑に行うための事業で、主な支出は記載のとおりとなっておりますが、委託料では、ヒグマの捕獲用の箱檻製作費として1基分、38万8,800円の支出となっております。令和元年度の捕獲実績としては、ヒグマ8頭、エゾシカ75頭などとなっております。

次に、ナンバー4、決算名は有害鳥獣対策車管理費です。予算現額155万9,000円、補正予算でマイナス67万3,000円、支出済額が83万818円、不用額が5万5,182円で、執行率93.8%です。事業の目的は、有害鳥獣対策業務用の公用車の管理費でございます。支出の主な内容としましては、鳥獣残會運搬用のト

ラックのリース料として半年分、35万3,760円を支出しております。

次のページになります。

ナンバー5、決算名は火葬場及び墓地管理費です。当初予算1,192万4,000円、補正予算額54万1,000円で、6月に未使用墓地の返還還付金として43万2,000円、10月に燃料費で32万1,000円、3月整理予算で21万2,000円となっております。予算現額は1,246万5,000円、支出済が1,237万5,200円、不用額が8万9,800円で、執行率は99.3%となっております。事業目的は、火葬場及び墓地管理運営を円滑に行うための事業で、主な支出は記載のとおりとなっております。

次、ナンバー6、決算名は自然環境保全対策費です。当初予算734万4,000円、補正がマイナス35万5,000円、予算現額は698万9,000円、支出済が691万4,028円、不用額が7万4,972円で、執行率98.9%となっております。事業目的は、環境保全業務を円滑にするための事業で、主な支出は記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー7、生活環境対策事業費です。当初予算額は1,059万5,000円、補正が300万5,000円、予算現額は1,360万円、支出済が1,359万8,565円、不用額が1,435円で、執行率100%となっております。事業の目的は、生活環境対策業務を円滑に行うための事業で、主な支出は記載のとおりとなっております。

次、ナンバー8、廃棄物対策費です。当初予算490万円、補正がマイナス35万6,000円、予算現額は454万4,000円、支出済が424万8,717円、不用額が29万5,283円で、執行率93.5%となっております。事業の目的は、不法投棄の監視処理及びごみ処理全般に関する業務を行うための事業です。主な支出は記載のとおりとなっております。

ナンバー9、廃棄物対策車管理費です。当初予算額54万9,000円、補正がマイナス1万1,000円、予算現額53万8,000円、支出済

が44万2,205円、不用額が9万5,795円で、執行率82.2%となっております。事業の目的は、不法投棄の監視処理に係る公用車を管理する業務で、主な支出は記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー10、リサイクル推進対策費です。当初予算額338万6,000円、補正がマイナス40万円、予算現額298万6,000円、支出済額が274万1,093円、不用額が24万4,907円で、執行率91.8%となっております。事業目的は、リサイクル推進業務を円滑に行うための事業で、主な支出では、報償費で資源ごみ分別回収奨励報償費として、46団体に251万4,486円を支出しております。

続きまして、ナンバー11、廃棄物処理費です。当初予算5億8,541万円、補正がマイナス987万4,000円、予算現額4億9,866万7,000円、支出済が4億9,827万8,347円、不用額が38万8,653円で、執行率99.9%となっております。事業の目的は、廃棄物処理を円滑に行うための事業で、主な支出では、委託料で廃棄物収集運搬及び処理施設管理委託業務で1億7,878万3,980円、ダイオキシン類実態調査で54万円、自家発電機の定期保安管理業務で20万2,740円、消防設備点検で4,360円などとなっております。

次に、ナンバー12、決算名は廃棄物処理作業車管理費です。当初予算額161万7,000円、予算額は同額で、支出済が111万8,521円、不用額が49万8,479円で、執行率69.2%となっております。事業目的は、廃棄物処理施設の作業車の管理を行うための事業で、主な支出は記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー13、し尿処理費です。当初予算額6,512万7,000円、予算額は同額で、支出済は6,512万7,000円、不用額はゼロで、執行率100%となっております。支出は、南渡島衛生施設組合への負担金でございます。

続きまして、ナンバー14、事業決算名は消費者行政事業費です。当初予算が72万2,000

円です。支出済額は72万2,000円で、執行率は100%となっております。この支出は、消費者行政広域化負担金として函館市に支出をしております。令和元年度の相談件数は99件でした。

以上が共通様式の説明でございます。

次のページになります。

様式3、収入未済額の状況ですが、再生利用売り払い代金のうち、中古衣料の売り払い代金、年間3,784円について、取り引き業者の株式会社キョクサンに対して、4月12日に納付書を発送いたしました。例年であれば納期限を1か月程度に設定しまして、事業者もすぐ入金するところですが、コロナの影響で事業所が止まってしまい、対応に時間がかかると連絡があったことから、納期限を5月29日に再設定しております。キョクサンのほうから入金が入りましたが、コロナの影響もあってか、金融機関からの引き継ぎが遅れまして、最終的に町への入金が6月2日となったことから、令和元年度の収入未済となっております。今後、入金については、納期限を早めに設定し、必要に応じて業者と連絡をとるなど、対応してまいりたいと思っております。

続きまして、追加資料の説明をさせていただきます。

初めに、財産買入れの契約でございます。物品名称は発泡スチロールの減容機です。これは資源回収した発泡スチロールを溶かしてパレット状に整形するものです。契約者は株式会社久慈製作所で、選考業者以降は記載のとおりとなっております。

次は、ペットボトル減容機の梱包機です。これは回収したペットボトルを溶かしたものを梱包する機械となっております。契約者はナラサキ産業株式会社北海道支社で、減容機本体との接続があることから、1社随契とさせていただいております。契約金額は192万5,000円で、納期限以降は記載のとおりとなっております。

次のページになります。

物件の借り入れ契約でございます。こちらの物件は鳥獣残會運搬用の1.5トンディーゼルト

ラックです。これは駆除しました鳥獣の残會をクリーンおしまに運搬するためのトラックの借り上げです。契約業者は函館バス商会株式会社で、選考業者以降は記載のとおりとなっております。

次のページになります。

財産の売り払いの状況でございます。物件の名称は、資源ごみ売り払い処分（アルミ缶）となっております。契約者は株式会社馬場本商店七飯事業所で、参加者以降は記載のとおりとなっております。

次のページになります。

その他契約になります。大沼流入河川簡易水質検査業務は、大沼へ流入する軍川、苧澗川、宿野辺川の3河川及び苧澗浄化エリア内の3か所の水質検査を行うもので、毎月晴天日に1回、3河川及び浄化エリアの中から3か所から採取を行うほか、年3回、降雨時に採取、検査を行うものでございます。契約者は環境コンサルタント株式会社で、選考業者以降は記載のとおりとなっております。

次に、空き地の雑草草刈り業務でございます。こちらのほうは、空き地の草刈り雑草を所有者から町へ依頼及び入金をいただきまして、町が委託業者へ依頼して草刈りするものでございます。契約者は七飯町森林組合で、選考業者以降は記載のとおりとなっております。

次は、平成30年から32年度七飯町廃棄物収集運搬及び廃棄物処理施設管理業務委託でございます。これは塵芥収集業務と資源ごみの回収業務、それから廃プラの運搬業務、リサイクルセンター及びクリーンセンターの管理を行うもので、契約者は渡島環境管理協業組合でございます。契約金額は3年間の長期契約で5億3,635万3,020円で、工期以降は記載のとおりとなっております。

次に、町単独補助の状況でございます。

最初は、平成24年7月に大沼がラムサール条約登録湿地になったことを受けて、地元の大沼の各種団体が中心となって大沼の環境保全を継続的に引き継ぐことを目的に、大沼ラムサール協議会が設立されたことに伴い、運営補助金を交付しております。金額は25万円で、交付先は大沼ラム

サークル協議会です。補助申請日以降は記載のとおりとなっております。

続きまして、合併処理浄化槽設置整備補助金で、こちらのほう、交付先の小松朋也さんは大中山にアパート用の28人槽の浄化槽を設置しておりますで、155万円の補助をしてございます。申請日以降は記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○長谷川委員長 ありがとうございます。

質疑に入る前に、それ以前に、福祉課で、横田委員の質問に対しまして答弁漏れがございましたので、先に福祉課の福祉課長より答弁申し上げます。

福祉課長。

○村山福祉課長 大変申しわけございません。横田委員の、共通様式ナンバー17の歳入、諸収入、雑入の温泉源泉ポンプ電気料負担金の内訳でございます。こちら、社協とななえ福祉会で負担しておりますが、社会福祉協議会で80万5,570円、ななえ福祉会で187万9,606円、それぞれ30%と70%を負担しているところでございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 横田委員、よろしいですか。

それでは、話を戻しまして、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 それでは、質問させていただきまします。ナンバー6なのですけれども、先ほど流入河川については毎月3か所のデータを把握しているということなのですけれども、大沼湖に関しては、これとセットで毎月やっておられるのかどうか。そのほうが環境把握にはよろしいのではないかと思うのですが、その辺についてどうなっているのか、一つお伺いします。

それから、二つ目は、ナンバー7です。下水道未整備地域の問題なのですけれども、合併浄化槽の設置されている戸数と未設置の戸数の数字的なところがわかれば、ちょっとお伺いしたいなという、2点目です。

それから、3点目は、ナンバー11です。ダイオキシンの調査委託、54万円ということなのですが、これ、どのような調査がおこなわれて、そ

の結果のデータについてどのような状況になったのか、これについて、この3点、お願いしたいと思います。

○長谷川委員長 課長。

○磯場環境生活課長 先ほど御説明しました水質検査の流入河川のほう、こちらのほうは流入河川の水質の検査をしまして、今、上野委員の言われたナンバー6で河川の水質検査、こちらのほうをやっている状況です。河川でない、湖水の水質検査をやっているというところで、ナンバー6が湖水の水質検査というところでございます。

それから、ナンバー7の、全体の区域外の浄化槽をつけているところとつけていないところというのは、全体の数は、つけているところは当然わかるのですけれども、つけていないところが何件あるかというのは、ちょっと把握はしてございません。申し訳ございません。

それから、ナンバー11のダイオキシンの関係ですけれども、ダイオキシンの調査はもちろん契約してやっておりますで、結果としては発生していないというのが調査結果としては出てございません。詳細について、仕様としましては、ダイオキシン類排出実態等点検測定業務委託ということで、クリーンセンター、こちらのほうの状況を調査しておりますで、放流水で献体1、それから地下水で献体2という形で採取してございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 ナンバー6では河川の調査ということでしたけれども、大沼湖そのものの環境調査、水質調査といいますか、これについてお伺いしたいのですけれども、聞いてもちょっと把握しづらいところがありますので、河川のデータと、大沼湖の水質調査の結果を資料で出させていただきたいなと思います。

それから、二つ目は、下水道の未整備の件なのですけれども、数では把握できないということなのですけれども、基本的に下水道整備がされていない地域が対象になるのかなというふうに思いますので、これについても、地域を図面的な形で、この地域が下水道の整備されていない、合併浄化槽が本来設置されなければならない地域ですと

というような図面的なもので示していただきたいなと思います。

それから、ダイオキシンの関係はわかりました。

以上なのですけれども、よろしくお願ひします。

○長谷川委員長 課長。

○磯場環境生活課長 流入河川の水質検査の表については、一覧表がA3で3枚ございますので、後ほどコピーして委員の皆さんにお配りしたいと思います。

○長谷川委員長 それでよろしいですか、上野委員。（発言する者あり）

○磯場環境生活課長 それから、浄化槽の関係ですけれども、水洗の入っているところは、基本的に皆さん、水洗区域はやっていますので、そちらのほうは図面というか、下水道の課のほうで所管していると思いますので、そちらのほうからという形になるのかなと。うちのほうでは、区域外のところで、申請があれば、住宅で、補助をするという形になりますので、常に下水道がメインになっていますので、そちらのほうになるのかなと思っております。

○長谷川委員長 それでよろしいですか、下水課のほうで。

○上野委員 下水道のほうにその資料をちょっと要求していただければなと思うのですが。

○長谷川委員長 下水のとき、明日ですが、そのときにまた同じ質問されたらいかがですか。

○上野委員 そのときに質問しても地図は来ないので、今、資料要求として、図面として、あの地域が対象になりますよというような大雑把な、または地域名をリストにしたものとか、そういう形で示していただければなど。

○長谷川委員長 資料要求としてくださいということ。

○上野委員 はい、そうです。

○長谷川委員長 皆さん、それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○長谷川委員長 ほかに、上野委員、これでよろしいですか。

中川委員。

○中川委員 今回の資料要求だったのですけれども、要求するのはいいのですけれども、水道課で要求したら、それでは遅いと言っていたので、ということは、今、その資料が来ないと、この審議が終われないということなのかなと思って。

○長谷川委員長 そういうことではなくて……。局長。

○関口議会事務局長 これから、委員会が終わってから請求しても、明日まで間に合うという確信はちょっとわからないので、明日の請求でもできれば、それからまた後で説明をという形でもいいでしょうか。（発言する者あり）今日、この委員会が終わってからの請求になりますので、時間内にできるかどうかというのがまず一つです。ですので、その辺をちょっと覚えていただけて、もちろん、きょうしていただいたものについてはしますけれども、明日までという形には、ちょっとどうなるかというところだけ、ちょっとお願いします。

○平松委員 今、中川委員が言ったのは、結局、環境課に対する質問が終わらないのではないかという話をしたのだよね。資料請求は資料請求でいいのだけれども、だから、その資料が出てきたら、その時点でまた環境課に対する質問があるということか。（発言する者あり）

○長谷川委員長 暫時休憩します。ちょっと整理したいと思います。

午後 4時42分 休憩

午後 4時43分 再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

上野委員の資料要求は、それはそれで、済みません、認めていただいて、明日の水道課のときに提出していただくということで、改めて環境問題については上野委員のほうから質問してもらおうということで、ほかの委員、よろしいですか。

上野委員。

○上野委員 水道課、下水道課云々という、その辺ではよろしいのですけれども、大沼湖のデータに関しては、見た上で、また再質問あるかどうか

というのはデータ次第ですので、それはちょっと保留にさせていただきたいなど。だから、資料が出た段階で……（発言する者あり）そうですか。そうしたら、今出して……。

○長谷川委員長 そうしましたら、あらかじめ皆様に申し上げます。

本日の会議時間は、審査の都合により、あらかじめ延長いたします。

それでは、暫時休憩します。

午後 4時45分 休憩

午後 4時54分 再開

○長谷川委員長 それでは、引き続き、再開いたします。

お手元に水質検査の資料が届いております。

環境生活課長の答弁、よろしく願いいたします。

○磯場環境生活課長 済みません、貴重なお時間を費やして申し訳ございませんでした。

一番上のが、これはちょっと私、先ほど言い間違えましたが、北海道が大沼湖の水質については調査をしております、町のホームページに掲載されているものをプリントしたものです。目標としては、このCODの数値が3.0、基準が3.0なので、それを下回るというのを目標としておりますが、この後、残念ながら平成30年度は大沼湖で3.3、それから、小沼湖で3.6ということで、CODの値、3.0をクリアはしておりません。

それから、次のページになりますが、こちらが大沼に流入河川の水質検査の一覧という形になってございます。判定でバツとついているところが数値がクリアされなかったときという形になりまして、例えば一番上、軍川のAの4月11日のCODは1.9なのでクリアしていましたが、8月7日のCODについては3.8ということで、クリアはできなかったというような形で見ていくようなものになります。

次のページが、河川の水質検査という形で、こちらは久根別川についての河川の水質検査を、久根別の7号橋、12号橋、大川と新川の8号の取水口という形で取水した結果となっております。

す。こちらについても、CODの値が3.0以下というのが目標値として出ているところがございます。

それから、最後が令和元年度の大沼方面の水質検査ということで、8か所、水質検査をしております、こちらについては宿野辺、苅澗、軍川、旧パークのホテル跡地、それから、大沼駐車場の排水路ですとか、大沼駅の排水路とかの水を採取しております、こちらもCODの値が3.0以下というのを目標としておりますけれども、クリアされているときもありますし、そうでないときもあるというような状況でございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 今、データを出していただいたのですけれども、河川については降雨時も検査しているということを聞いたような気がしたのですけれども、そのデータが載っていないような気がするのですけれども、ありますか。

○長谷川委員長 課長。

○磯場環境生活課長 採取については、晴天時1回と降雨時という形で採取しておりますけれども、こちらの表には載せてございません。表には入っていません。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 明らかにこれより高い数値だと思うのですが、このデータを見まして、一つ考えられるのは、大沼に関して、年1回なのか、このデータというのは、その調査の時期はどういうふうになっているのか、この辺についてちょっと確認したいのですけれども、大沼。

○長谷川委員長 課長。

○磯場環境生活課長 年4回、北海道のほうで採取しております、75%で、一番数値の悪いのと一番いいのと、それを除いて、三つの平均という形で数字を出して、1回ではないです。年の平均値というようなイメージになります。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 年4回はいつの時期なのか、それはわかりますか。

○長谷川委員長 課長。

○磯場環境生活課長 北海道の調査なので、うち

のほうでやっていないのですけれども、ちょっと正確には、道のほうに確認しないとわからないです。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 調査の時期にもよるし、それから、降雨時が入っていない、入っているという、そういう問題もあって、北海道のほうももう少し回数をふやした平均的な数字が本当に示せるようなデータを出してもらいたいというふうに思うので、その辺について、町の河川のデータ等の関係が少し明らかになるのではないかと思うので、その辺については、今後、要望するなり何なり、もう少し町の調査とセットになるような、そういう取り組みをしていただければと思うのですが、その辺について。

○長谷川委員長 課長。

○機場環境生活課長 北海道のほうと連携して、大沼環境保全対策協議会だとか、そういうのもやっていますので、そのときにも、ルールといいますか、どういうルールで道のほうでやっているかというのは、うちのほうでも改めて確認しながら、同じ、昭和48年からずっと継続して調査しているので、同じ物さしですずっとやっているものですから、それが急に物さしが変わりともまた変な話になってきますので、それは北海道は北海道のルールでやっておりますので、その辺、ちょっと詳しく意見交換というか、話をしたいと思っております。

以上でございます。

○長谷川委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 副委員長のほうから何かございますか。

○田村副委員長 ありません。

○長谷川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 先ほどの回答の、田村委員とかに、130万円以上の工事または製造の請け負いの状況で、私、選考方法を指名競争入札と先ほどからしゃべっていましたが、済みません、訂正させていただきますという思いまして。

○長谷川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 追加様式の契約金額130万円

以上の工事なのですが、介護予防事業拠点名、七飯町文化センター、コミュニティセンター、大沼婦人会館、こちら、3本、私、指名競争入札と答えさせていただいていましたが、済みません、書類を見たら、地域限定型一般競争入札で執行しておりました。大変申しわけございません。訂正させていただきます。

以上でございます。

○長谷川委員長 それでは、その他に移ります。

明日のために何か資料要求などございますか。

暫時休憩いたします。

午後 5時03分 休憩

午後 5時03分 再開

○長谷川委員長 再開いたします。

その他に移ります。

明日のための資料要求などございましたら。

若山委員。

○若山委員 明日の商工観光課の聞き取りの中で、ふるさと納税事業の中で、過去5年間の推移の資料請求とかしているのですけれども、それにあわせて、金額の分布がわかるもの、1万円だとか10万円だとか100万円だとか、金額の分布がわかる資料があれば、検討したいと思うので、お願いしたいなということと、2年度分ぐらいお願いしたいなということと、同じく商工観光課の観光費の中で、観光パンフレット、ガイドマップ等作成しているのですけれども、もし在庫が残っているのであれば、現物を、全員に配らなくても、こういうものだということで、見本として出していただければということで、以上2点です。

○長谷川委員長 ただいまの若山委員の、書きとめていただきましたか、局長。よろしいですか。

わかりました。

ほかにございますか。

副委員長。

○田村副委員長 まず、子育て健康支援課の130万円以上の中で、大中山出張所の解体工事と、旧大中山公民館の解体工事、それぞれの指名選考委員会の選考過程がわかる議事録等の書類を出していただきたいということと、それから、各課で対応しているものですから、選考決定した決裁の

写し、いただけるのであればそれもいただきたい。

それから、介護予防の拠点の三つの、文化センター、コミュニティセンター、婦人会館、これも同様に、指名選考委員会の選考過程がわかる議事録等の書類、選考決定した決裁、これの写しをいただきたい。

○平松委員 副委員長、さっきの補足説明のときに、地域限定一般競争入札だと言ったのだから、指名委員会とかそういうの開いていないのではないの。

○田村副委員長 それ、私もわからないのだけれども、部長の答弁では、建築サイドで相談してやっているのだという発言がありましたよね。ですから、したがって、先ほど私、聞いたのは、こっちは2業者だ、こっちは7業者だとか、ばらばらだから、統一できないのかという話をしたのですよ。ということは、やはりそういう何らかの選考過程があって、出てきて、決裁して発注しているという考え方なものですから、それがわかるものを提示してもらいたい。（発言する者あり）そうそう。ですから、そこら辺が何かわからない部分でずっときているものですから、そこをちょっと理解するためにも、そういう書類を提出いただきたいということです。

○長谷川委員長 そうしましたら、局長、副委員長が今申された件について。

○関口議会事務局長 それでは、まず、先ほど若山委員から求められたもの、商工観光費でふるさと納税の金額の分布がわかる資料、2年間分程度、ナンバー9の観光パンフレット、観光ガイドマップの地図を見せてほしいということですね。

田村委員については、子育てで契約金額130万円以上で、大中山の出張所解体と旧大中山公民館、二つの指名選考の過程がわかるものと、選考決定した書類。福祉課の3点についても同じ書類ということですね。

以上です。

○長谷川委員長 どうぞ。

○横田委員 一般の35ページにあります財産売り払い収入の2の物品売り払い収入の中の株式譲渡収入840万2,000円とあるのですけれど

も、多分、函館空港ビルディングを売ったとかと出たけれども、これ1本なのかどうか、そして、この売却した値段というのはどういうふうにして出したのかというのがわかるものがあつたら出していただきたいと思います。（発言する者あり）35ページ、一番右側の下から2番目。その八百万円とあるのですけれども、その内訳が、多分、函館空港ビルディングを売った一筆なのか、それ以外もあるのか。それ一筆だとすると、その価格に決まった流れというのがわかるもの、売却契約書みたいなものが多分あると思うのですよね。そういうのがあつたら出していただきたいと思います。

○長谷川委員長 横田委員の資料要求、局長、よろしいですね。

○関口議会事務局長 一般の35ページの株式譲渡収入の840万2,000円の内訳で、1社というのか、函館ビルディングだけなのか、そのほかにもまだあるのかということと、その算定根拠がわかるものでいいですか。

以上です。

○長谷川委員長 よろしいですか。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本日、予定しておりました審査は全て終了いたしました。（発言する者あり）

まだ指名していません。少々お待ちください。好きなことをぼんぼん言われても、それにちょっと……。

上野委員、要求資料があるのですか。

○上野委員 はい、そうです。

○長谷川委員長 どうぞ。

○上野委員 明日の審議のときに、審議する予定になっている観光課の取り組みに関してなのですが、企業誘致の件がありますけれども、これについて、これでは一応峠下の企業誘致の土地があつて、それに対する団地の取り組みがあるということなのですけれども、そのほかに、大中山地域にもまだ残っているのではないかと思うので、この企業誘致の予定される土地がどのようにあるのか、その実態をちょっと出していただければということです。

以上ですけれども。

○長谷川委員長 今、上野委員がおっしゃっているのは、商工観光課の資料様式では、ナンバーでいうとどのあたりに……。 (発言する者あり) 8番。 (発言する者あり) スイッチ入っていないので、もう少し大きい声でお願いします。

○上野委員 ここでは企業誘致ということになっていますので、これは峠下だけでなく、全町対象ということであれば、どのような企業を誘致する土地が残っているのか、その辺のリストを出していただければということをお願いしたいのです。

○長谷川委員長 局長、今の件。

○関口議会事務局長 決算の中で大中山地区があるというようなことが確認がとれているのでしょうか。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 書いていないのですけれども、まだ残っているのではないかという推測。

○長谷川委員長 局長。

○関口議会事務局長 確認されてからの資料請求では遅いということでしょうか。明日の質疑の中で出てきた上ではだめでしょうか。もしあればということでしょうか。

○長谷川委員長 上野委員。

○上野委員 峠下に関しては明らかにありますので、どれだけの箇所があいているのか、企業誘致といえば、土地が用意されていなければ対象になりませんので、その辺、どの程度残っているのかということをちょっと出していただければと。峠下を中心に、大中山にも残っていれば、その辺について。 (発言する者あり)

○長谷川委員長 上野委員、局長が今伺っていますので。

○関口議会事務局長 大中山の企業誘致と言っていましたけれども、峠下地域のほかのという部分とかでうまく言っていないですか。

○上野委員 峠下を含めて、そのほかの……。

○長谷川委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。 (発言する者あり)

その他の件に移って、今、明日の会議についての要求資料というふうに聞いています。

ほかに何かありますか、要求資料以外のその他。

池田委員、どうぞ。

○池田委員 今、課長たちが朝からずっとついている。前みたく、部長はいて、課長だけ説明して、そして終わるという方式がいいのかなと思って、今日、黙って見ていたのですけれども、その辺、どういうものなのでしょうかね。一番最初的时候に、何かそれでちょっと話が出ましたけれども、明日もこういう形でやるのではなくて、課、課でやったらどうでしょうかねという話です。

○長谷川委員長 それはきのう、僕、説明しましたけれども、委員長、副委員長で、昼休みにお話して、このように進めてまいりますというふうにして、今日は終わりましたよね。それでもまだ何か、今の話、それが終わったら、その先に帰すという方法ですか。 (発言する者あり)

○横田委員 各課で重なる部分があるから、一緒にいたほうが良いと言っていましたよ。

○長谷川委員長 向こうにとっては、今日も二元中継、三元中継をやっているように、メリットもあるみたいですね。

それから、川村委員、何か。

○川村委員 拘束してしまっているような感じがあったものですから、それで、要は説明する課長以外は、最初のほうのようにいなくてもいいのかなと思ったのですけれども、今言ったように、理事者側の都合もあるのであれば、それはそれでいいです。

○長谷川委員長 きんのう、ちょっとお話すの中で、一応参考という形で、私、伺っているのは、職員が、部の中で、関連しているところもあるので、同席しておいたほうがよいのではないかと思います。横田委員の話とものごく一致しておりますので、そこら辺はこっちのほうの進め方でお任せしたほうがよいのではないかと私は思いますけれども、それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 ご覧いませんか。

それでは、お諮りいたします。

本日予定していた審査は全て終了いたしました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 5時21分 閉会